

北九州市監査委員	山口	彰
同	大津	雅司
同	新上	健一
同	森	浩明

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 外部監査の種類
包括外部監査
- 2 選定した特定の事件
情報システムに係る財務事務の執行と有効性等について
- 3 監査の期間
平成23年5月17日から平成24年2月9日まで
- 4 監査公表の時期
平成24年3月30日（平成24年監査公表第9号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 共通システム基盤

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>基盤・指摘-1 【調達・契約】特命随意契約の妥当性について</p> <p>特命随意契約を締結した受託者が業務の大半を再委託していたと考えられる。特命随意契約を締結する際は、真に受託者が限定されるか慎重に検討する必要がある。</p> <p><内容> 情報システムの再編に関し、プロジェクト全体を管理し計画どおりに進捗させることを目的として、平成19年7月にプロジェクトマネジメントに関する委託契約（以下「PMO契約」という。）をA社と締結している。</p> <p>当該契約の業務では、平成18年度からのPMO業務においてすでに整備された様式等を用いること、また、従前の委託業者を変更することにより情報の断絶や管理手法の違い等が生じ、再編計画全体への致命的な遅延を招きかねないことから、A社のみが当該業務の遂行が可能であるという理由により特命随意契約とされている。</p> <p>しかし、A社は、業務期間の開始後約20日という早い段階でB社に業務の一部を再委託している。さらに、関係者による会議体への出席の記録を閲覧したところB社の社員が出席しており、A社の社員が出席した記録は見受けられなかった。このため、A社は業務の大半をB社に再委託していたと考えられる。</p> <p>すなわち、他に業務の遂行が可能な業者が存在するということであり、この特命随意契約の理由には妥当性がなかったと考えられる。</p>	<p>（総務企画局情報政策室） 本特命随意契約も含め、その妥当性については、その都度十分に精査してきたが、再度、室の全職員に対し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特命随意契約を締結する際には、委託業者が真に限定されるか否かを十分に精査・検討し、決裁文書にその内容を明確に記載すること。 2 再委託をする際には、再委託の適正化を目的とした「業務委託契約における再委託の運用について(平成24年3月28日付け契約室通知)」に従い、再委託の承認を行なうことを周知徹底した。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>基盤・指摘-2 【点検・監査】セキュリティに関する監査の実施について</p> <p>定期的な情報セキュリティに関する監査が実施されていない。定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p> <p><内容> 「市セキュリティ規程」第18条では「統括管理者は、情報セキュリティを確保するため、定期的に情報セキュリティに関する監査を行わなければならない。」とされているが、監査が実施されていない。定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p> <p>「定期的」とした場合には5年に1回の周期でも「定期的」となるが、情報セキュリティマネジメントシステムに関するJIS規格では定期的に実施すべき重要な事項について、「少なくとも年1回」と記載されるようになってきている。</p> <p>また、「北九州市情報資産の管理及び運用に関する要領」第5章では、実施状況の点検については毎年1回と規定されているものの、情報セキュリティに関する監査については規定されていない。市における情報セキュリティ監査がこの数年網羅的に実施されていないことも、これらの規程に起因するかもしれない。情報セキュリティ監査について、例えば「少なくとも年1回、定期的に」と具体的に規定することが望まれる。</p> <p>定期的な情報セキュリティに関する監査が実施されていない。定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p>	<p>(総務企画局情報政策室) 平成24年度から毎年度、情報セキュリティ監査を実施する予定</p>

(2) 総合事務管理システム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>事務・指摘-1 【調達・契約】予定価格の根拠となる積算について</p> <p>予定価格の根拠となる積算において、システムエンジニアの単価が一律 1,000 千円/人・月とされていた。予定価格の設定に当たっては、過去の実績値や市場価格等と比較して、単価の妥当性を十分に検討する必要がある。</p> <p><内容> 平成 21 年度に締結した賃貸借契約に関し、予定価格の根拠となる積算資料を査閲したところ、システムエンジニアの単価について平成 14 年度に締結した契約の単価が見直されることなくそのまま適用されていた。また、単価が一律に 1,000 千円/人・月として積算されていたが、当該単価を採用した根拠資料を確認することができなかった。</p> <p>「北九州市契約規則」第 13 条第 1 項には、次のとおり規定されており、契約金額の適切性を確保するためには、予定価格を適正に設定する必要がある。</p> <p>第 13 条 一般競争入札に付する場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならない。</p> <p>情報システムに関する単価は、システムエンジニアやプログラマというように業務内容に応じて異なるのが一般的である。また、同じ業務内容でも、難易度等によって採用する単価は異なる。予定価格の設定に当たっては、業務内容を十分に考慮し、単価が過去の実績値や市場価</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>市契約規則に規定する実例価格について、当時は、過去の実例価格を予定価格の根拠として使用していたが、平成 22 年度からは監査の指摘があり、最新の積算資料を基に予定価格を算出し、且つ、当該資料を必ず添付するよう措置した。 (なお、平成 21 年度の定期監査で指摘されこれは既に是正済みである。)</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>格と比較して妥当な水準であるか検討することが必要である。また、実勢価格把握のために、過去の情報システムに関する実績工数や単価の調査を行い、庁内における事例の共有化についても検討することが望まれる。</p>	

(3) 総合窓口システム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>窓口・指摘-1 【調達・契約】<u>契約変更に伴う契約金額の妥当性について</u></p> <p>契約変更の際、現契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p> <p><内容> 契約変更に伴う契約変更金額の決定に際し、原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。 「北九州市契約規則」第28条では、次のような定めがあり、原則として原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮する必要がある。 第28条 契約を変更したときの変更契約金額は、原設計工費をもって原契約金額を除して得た比率を、変更設計工費に乗じた金額とする。ただし、契約の性質により契約書に特段の定めがあるとき、または市長が別に定めたときは、この限りではない。 出所「北九州市契約規則」</p> <p>計算式を示すと、次のとおりとなる。 契約規則の原則： 変更設計工費 × (原契約金額 / 原設計工費) = 変更契約金額</p> <p>今回の事例： 変更設計工費 = 変更契約金額</p> <p>契約規則上、工事のみに適用されるとの規定はないため、当該規定は、情報システムに係る契約のように金額的にも重要</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>本規定は設計図書を作成する工事契約に関する規定であると従来から解釈し運用しているが、現在、契約室において今回の指摘を踏まえ適用にあたり疑義が生じることのないよう明確な規定整備を検討中であることから、今後、当該システムにおける同様の契約については、その検討結果を踏まえて運用をしたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>であり積み上げ計算される性格の委託契約にも適用されるものと解する。</p> <p>また、上記規則の但し書きに従い例外的に当該比率を考慮しない場合は、契約変更時に考慮しない旨の決裁を受ける必要があると考えられるが、変更契約時の決裁文書にこのような記載は見受けられなかった。</p> <p>変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p>	

(4) 総合収納システム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>収納・指摘-1 【調達・契約】契約変更に伴う契約金額の妥当性について</p> <p>契約変更の際、現契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p> <p><内容> 契約変更に伴う契約変更金額の決定に際し、原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。 「北九州市契約規則」第28条では、次のような定めがあり、原則として原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮する必要がある。 第28条 契約を変更したときの変更契約金額は、原設計工費をもって原契約金額を除いて得た比率を、変更設計工費に乗じた金額とする。ただし、契約の性質により契約書に特段の定めがあるとき、または市長が別に定めたときは、この限りではない。 出所「北九州市契約規則」</p> <p>計算式を示すと、次のとおりとなる。 契約規則の原則： 変更設計工費 × (原契約金額 / 原設計工費) = 変更契約金額</p> <p>今回の事例： 変更設計工費 = 変更契約金額</p> <p>契約規則上、工事のみに適用されるとの規定はないため、当該規定は、情報システムに係る契約のように金額的にも重要</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>本規定は設計図書を作成する工事契約に関する規定であると従来から解釈し運用しているが、現在、契約室において今回の指摘を踏まえ適用にあたり疑義が生じることのないよう明確な規定整備を検討中であることから、今後、当該システムにおける同様の契約については、その検討結果を踏まえて運用をしたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>であり積み上げ計算される性格の委託契約にも適用されるものと解する。</p> <p>また、上記規則の但し書きに従い例外的に当該比率を考慮しない場合は、契約変更時に考慮しない旨の決裁を受ける必要があると考えられるが、変更契約時の決裁文書にこのような記載は見受けられなかった。</p> <p>変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p>	

(6) 電子申請システム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>申請・指摘-1 【調達・契約】<u>予定価格の根拠となる積算について</u></p> <p>予定価格の根拠となる積算において、システムエンジニアの単価が一律 1,000 千円/人・月とされていた。予定価格の設定に当たっては、過去の実績値や市場価格等と比較して、単価の妥当性を十分に検討する必要がある。</p> <p><内容> 平成 21 年度に締結した賃貸借契約に関し、予定価格の根拠となる積算資料を査閲したところ、システムエンジニアの単価について平成 14 年度に締結した契約の単価が見直されることなくそのまま適用されていた。また、単価が一律に 1,000 千円/人・月として積算されていたが、当該単価を採用した根拠資料を確認することができなかった。</p> <p>「北九州市契約規則」第 13 条第 1 項には、次のとおり規定されており、契約金額の適切性を確保するためには、予定価格を適正に設定する必要がある。</p> <p>第 13 条 一般競争入札に付する場合には、あらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならない。</p> <p>情報システムに関する単価は、システムエンジニアやプログラマというように業務内容に応じて異なるのが一般的である。また、同じ業務内容でも、難易度等によって採用する単価は異なる。予定価格の設定に当たっては、業務内容を十分に考慮し、単価が過去の実績値や市場価格と比較して妥当な水準であるか検討す</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>市契約規則に規定する実例価格について、当時は、過去の実例価格を予定価格の根拠として使用していたが、平成 22 年度からは監査の指摘があり、最新の積算資料を基に予定価格を算出し、且つ、当該資料を必ず添付するよう措置した。 (なお、平成 21 年度の定期監査で指摘されこれは既に是正済みである。)</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ることが必要である。また、実勢価格把握のために、過去の情報システムに関する実績工数や単価の調査を行い、庁内における事例の共有化についても検討することが望まれる。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>申請・指摘-2 <u>【調達・契約】物品成果物の明確化について</u></p> <p>仕様書に納品すべき成果物が明確にされていなかった。成果物の内容は明確かつ具体的に記載する必要がある。</p> <p><内容> 仕様書には納品すべき成果物として「システム一式」と記載されている。このような記載の場合、成果物として納品すべきものが完納されたか検査することができない。本来成果物は業務が適正に履行されたかを確認するものであり、かつ委託料支出の根拠資料となるものであるため、取り扱いには慎重を期さなければならない。</p> <p>納品すべき成果物の内容を具体的に記載する必要がある。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>成果物については仕様書の添付資料中に記載していたが、受託者との齟齬が生じないようにするため、今後は成果物の内容については、仕様書に明確かつ具体的に明示するよう周知徹底を図った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>申請・指摘-3 【点検・監査】情報セキュリティに関する監査の実施について</p> <p>定期的な情報セキュリティに関する監査が実施されていない。定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p> <p><内容> 「市セキュリティ規程」第18条では「統括管理者は、情報セキュリティを確保するため、定期的に情報セキュリティに関する監査を行わなければならない。」とされているが、監査が実施されていない。 定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p>	<p>(総務企画局情報政策室) 平成24年度から毎年度、情報セキュリティ監査を実施する予定</p>

(7)入金管理システム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>入金・指摘-1 【調達・契約】契約変更に伴う契約金額の妥当性について</p> <p>契約変更の際、現契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p> <p><内容> 契約変更に伴う契約変更金額の決定に際し、原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。 「北九州市契約規則」第 28 条では、次のような定めがあり、原則として原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮する必要がある。 第 28 条 契約を変更したときの変更契約金額は、原設計工費をもって原契約金額を除して得た比率を、変更設計工費に乗じた金額とする。ただし、契約の性質により契約書に特段の定めがあるとき、または市長が別に定めたときは、この限りではない。 出所「北九州市契約規則」</p> <p>計算式を示すと、次のとおりとなる。 契約規則の原則： 変更設計工費 × (原契約金額 / 原設計工費) = 変更契約金額</p> <p>今回の事例： 変更設計工費 = 変更契約金額</p> <p>契約規則上、工事のみに適用されるとの規定はないため、当該規定は、情報システムに係る契約のように金額的にも重要</p>	<p>(会計室)</p> <p>本規定は設計図書を作成する工事契約に関する規定であると従来から解釈し運用しているが、現在、契約室において、今回の指摘を踏まえ、適用にあたり疑義が生じることのないよう明確な規定整備を検討中であることから、今後、当該システムにおける同様の契約については、その検討結果を踏まえて運用をしたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>であり積み上げ計算される性格の委託契約にも適用されるものと解する。</p> <p>また、上記規則の但し書きに従い例外的に当該比率を考慮しない場合は、契約変更時に考慮しない旨の決裁を受ける必要があると考えられるが、変更契約時の決裁文書にこのような記載は見受けられなかった。</p> <p>変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p>	

(9) 総合医療情報システム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>医療・指摘-1 【<u>開発・評価</u>】市立医療センターにおける情報システムの動作検証の徹底について</p> <p>電子カルテシステム導入の際に一部動作検証を行っていなかったため、導入後にシステム連動の不具合により検体検査結果の誤報告がなされている。システム導入に際しては、所管部署及びベンダ側の双方で徹底して動作検証を行うことが必要である。</p> <p><内容> 平成 23 年 8 月 12 日付けで次の事案が市立医療センターから発表された。 市立医療センターにおける誤った検査結果報告事例について (平成 23 年 8 月 12 日)</p> <p>市立医療センターにおいて、B 型肝炎ウイルスの感染状態を調べる血液検査の測定結果が誤って報告されていたことが判明しました。</p> <p>1 誤った結果が報告された期間 平成 20 年 10 月 6 日 (電子カルテ導入時) から平成 23 年 5 月 13 日 (発見時) まで</p> <p>2 内容 B 型肝炎ウイルスの感染状態を調べる指標の一つとして、HBc 抗体検査を用いています。この検査は、基本的に、血液の原液検査で陽性の場合、200 倍希釈検査を用いて測定を行っています。 しかしながら、検査する分析器と検体検査部門システムとの間が適切に連動していなかったため、電子カルテ上 200 倍希釈の検査指示をしても、原液検査が行われ、誤った数値が報告されていました。</p>	<p>(病院局医療センター事務局経営企画課) 今後はシステム導入時の動作検証漏れがないようにするため、システム間の仕様確認及び意識合わせを徹底するとともに、所管部署及びベンダにおいて実務に沿った検証パターンの洗い出しを行い、動作検証を行うよう関係部署に対して周知徹底を図る予定である。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>HBc抗体検査では、200倍希釈検査でも高い値の場合はB型肝炎ウイルス持続感染(キャリア)、低い場合はB型肝炎ウイルス感染既往との判断の一指標となります。</p> <p>3 原因 検査する分析器と検体検査部門システムとの間が適切に連動していなかったため。</p> <p>4 検査値誤報告患者数内訳 誤報告患者数：117名</p> <p>5 今後の方針</p> <p>(1) 患者への対応</p> <p>ア 8例については、B型肝炎訴訟に関連した検査目的事例のため、すみやかに患者さんに謝罪、説明のうえ再検査をすでに実施中です。</p> <p>イ 31例については、主治医、肝臓専門医、血液疾患専門医が他の検査値と総合して判断した結果、現在の治療方針に変更はなく、今後の診療において対応します。</p> <p>(2) 再発防止策</p> <p>定期的なシステム及び機器の設定、保守点検の徹底を図るとともに、今後新たに導入する機器やシステムの設定の検証強化を行い、再発防止に努めます。</p> <p>出所「市説明資料」</p> <p>本事案の原因は、平成15年度に導入した検査分析機と平成20年度に導入した電子カルテシステムの連動部分に不備が存在したためである。この不備が検出されることなく稼動を迎えた要因は、電子カルテシステム導入の際に、検査分析機と電子カルテシステムを接続した動作検証を実施していなかったことにある。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>実際の運用を見据えた試験仕様を作成し、今後同様のケースがある場合には、所管部署及びベンダ側の双方で徹底して動作検証を行うことが必要である。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>医療・指摘-2 【人的セキュリティ】プライバシー保護に関する研修の実施について</p> <p>プライバシー保護に関する研修が全利用者に対して実施されていない。プライバシー保護に関する認識を強化するため、研修は全利用者に対して実施すべきである。</p> <p><内容> 「北九州市立医療センター 総合医療情報システム運用管理規程」第2章 5 . (2)では、「情報システム管理者は、情報システムの利用者に対し、定期的に情報システムの取扱い及びプライバシー保護に関する研修を行うこと。」とされている。平成23年度は4月に新任医師に対して電子カルテシステム操作研修が実施されているが、全利用者に対する研修は実施されていない。</p> <p>情報システムの全利用者に対して少なくとも年一回、研修を実施すべきである。なお、現在実施できていない理由として担当者の業務の負荷の問題があげられる場合には、組織として必要な研修が行われるように、業務の割り振りを見直す必要がある。</p> <p>研修を実施することで、プライバシー保護に関する組織の姿勢を全員に示すこととなり、それが、情報システムの利用者のモラル向上に貢献する。</p>	<p>(病院局医療センター事務局経営企画課) 現在行っている新任医師等への研修に加え、別途院内の講演会(平成23年度は3月に実施済み)及び各部署においてOJTを含めた個別研修を行い、システム利用者のモラル向上を図る予定である。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>医療・指摘-3 【技術・運用】パスワード再発行管理について</p> <p>パスワードの再発行履歴が記録されていない。規程に従って記録を残す必要がある。</p> <p><内容> 「北九州市立医療センター 総合医療情報システム運用管理規程細則」に「情報システム部会は、利用者の再発行履歴を運用責任者に報告すること。」とあるが、監査時点では再発行履歴は記録されておらず、運用責任者への報告も行われていない。</p> <p>情報セキュリティを確保するうえでパスワードの役割は重要である。</p> <p>利用者の再発行履歴を記録するとともに、運用責任者に報告することが必要である。</p>	<p>(病院局医療センター事務局経営企画課) 平成24年4月からパスワード再発行履歴を管理し、定期的に運用責任者に報告することとしている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>医療・指摘-4 【障害時】障害復旧訓練の実施について</p> <p>情報システムの障害発生を想定した障害復旧訓練が実施されていない。定められた手順にしたがい、復旧訓練を実施する必要がある。</p> <p><内容> 「総合医療情報システムダウン時対策マニュアル(概要版)」が策定されているが、情報システムの障害発生を想定した障害復旧訓練が実施されていないため、障害発生時に適切な対応ができない可能性がある。</p> <p>「総合医療情報システムダウン時対策マニュアル(概要版)」には、職員の心得として「自己の判断の基に最善と思われる行動をとるように努めること。」とあるが、非常時には判断力が著しく低下する場合も多いため、実施すべき事項については、できるだけ具体的に決めておく必要がある。また、障害からの復旧に関する手順がある場合でも実際には手順どおりに復旧できない可能性もあるので、復旧訓練は必要である。また、訓練の実施によって手順の不備を発見することもできる。</p> <p>実施に当たっては、机上での復旧手順確認、職員への教育訓練、技術的試験等といった実施可能なものから取り組むなど早急に対応することが望まれる。</p>	<p>(病院局医療センター事務局経営企画課) 「総合医療情報システムダウン時対策マニュアル(概要版)」を踏まえ、障害発生時に適切な対応がとれるよう、まずは机上訓練等を行うなど段階的な実施に向け検討中である。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>医療・指摘-5 【点検・監査】情報セキュリティに関する監査の実施について</p> <p>定期的な情報セキュリティに関する監査が実施されていない。定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p> <p><内容> 「北九州市立医療センター 総合医療情報システム運用管理規程」第2章 2.(2)では、「情報システム管理者は、監査責任者に毎年4回、情報システムの監査を実施させ、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要な処置を講じなければならない。」とされている。</p> <p>過去実施されたのは、閲覧可能性が懸念される入院患者(2名)に対する任意の2日分のアクセス記録の監視であり、十分な監査が行われているとはいえない。</p> <p>市立医療センターは、これまでITに対する取り組みを強力に推進しており、センターにおけるITへの依存度はますます高くなっている。また、市立医療センターで取り扱われる情報は、プライバシー性の高い機微な個人情報や人命にかかわるものであり、情報セキュリティの確立の重要性は非常に高いといえる。</p> <p>規程に従い情報セキュリティに関する監査を実施することが必要である。</p> <p>しかし、現状は、ハードウェアやソフトウェアの導入が中心であり、ITの保守・運用・管理に係る職員が十分に確保されていない状況である。</p> <p>情報セキュリティに関する必要な体制を整備するとともに、具体的な監査実施方法を設定する必要がある。</p> <p>なお、規程では年4回の実施が求めら</p>	<p>(病院局医療センター事務局経営企画課) 「北九州市立医療センター 総合医療情報システム運用管理規程」のセキュリティ監査回数や人員体制を含め検討中である。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>れているが、実行可能性の観点から頻度の見直しを検討する余地があると考え</p> <p>る。</p>	

(1 0) 予防情報・総合防災情報ネットワークシステム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>予防・指摘-1 【障害時】障害復旧訓練の実施について</p> <p>情報システムの障害発生を想定した障害復旧訓練が実施されていない。定められた手順にしたがい、復旧訓練を実施する必要がある。</p> <p><内容> 障害からの復旧に関する手順はあるが、復旧訓練が行なわれていない。実際に障害が発生した場合には、手順どおりに復旧できない可能性もあるので、復旧訓練は必要である。また、訓練の実施によって手順の不備を発見することもできる。</p> <p>なお、復旧訓練は、必ずしも全体の模擬訓練である必要はなく、机上での復旧手順確認、職員への教育訓練、技術的試験等といった方法がある。</p>	<p>(消防局予防部指導課) (危機管理室地域防災課)</p> <p>平成 2 4 年 2 月 2 日にシステム障害復旧訓練を実施し、障害発生時の対応手順を確認した。今後においても、システム障害復旧訓練を定期的の実施することとしている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>予防・指摘-2 <u>【点検・監査】情報セキュリティに関する監査の実施について</u></p> <p>定期的な情報セキュリティに関する監査が実施されていない。定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p> <p><内容> 「北九州市消防局情報セキュリティに関する規程」第 17 条第 1 項には、「統括管理者は、情報セキュリティを確保するため、定期的に情報セキュリティに関する監査を行うものとする。」とされているが、実施されていない。</p> <p>予防情報・総合防災情報ネットワークシステムで取り扱われる情報は、市民の生命、財産にかかわるものであり、情報セキュリティの確立の重要性は非常に高いといえる。</p> <p>規程に従い情報セキュリティの監査を実施することが必要である。</p>	<p>(消防局予防部指導課) (危機管理室地域防災課)</p> <p>既に定めている情報セキュリティ実施手順書に基づき適切なセキュリティ対策が施されているかについて、消防局内部における監査の実施及びその方法を消防局内で具体的に検討中である。</p>

(1 1) 総合消防情報システム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>消防・指摘-1 【障害時】障害復旧訓練の実施について</p> <p>情報システムの障害発生を想定した障害復旧訓練が実施されていない。定められた手順にしたがい、復旧訓練を実施する必要がある。</p> <p><内容> 障害からの復旧に関する手順はあるが、復旧訓練が行なわれていない。実際に障害が発生した場合には、手順どおりに復旧できない可能性もあるので、復旧訓練は必要である。また、訓練の実施によって手順の不備を発見することもできる。 なお、復旧訓練は、必ずしも全体の模擬訓練である必要はなく、机上での復旧手順確認、職員への教育訓練、技術的試験等といった方法がある。</p>	<p>(消防局総務部総務課)</p> <p>平成 24 年 6 月 29 日にシステム障害復旧訓練を実施し、障害発生時の対応手順を確認した。今後も、定期的を実施することとしている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>消防・指摘-2 <u>【点検・監査】情報セキュリティに関する監査の実施について</u></p> <p>定期的な情報セキュリティに関する監査が実施されていない。定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p> <p><内容> 「北九州市消防局情報セキュリティに関する規程」第 17 条第 1 項には、「統括管理者は、情報セキュリティを確保するため、定期的に情報セキュリティに関する監査を行うものとする。」とされているが、実施されていない。</p> <p>総合消防情報システムで取り扱われる情報は、市民の生命、財産にかかわるものであり、情報セキュリティの確立の重要性は非常に高いといえる。</p> <p>規程に従い情報セキュリティの監査を実施することが必要である。</p>	<p>(消防局総務部総務課)</p> <p>既に定めている情報セキュリティ実施手順書に基づき適切なセキュリティ対策が施されているかについて、消防局内部における監査の実施及びその方法を消防局内部で具体的に検討中である。</p>

(12)水道料金システム・水道局システム基盤

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>水料・指摘-1 【調達・契約】契約変更に伴う契約金額の妥当性について</p> <p>契約変更の際、現契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p> <p><内容> 契約変更に伴う契約変更金額の決定に際し、原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。 「北九州市契約規則」第28条では、次のような定めがあり、原則として原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮する必要がある。 第28条 契約を変更したときの変更契約金額は、原設計工費をもって原契約金額を除して得た比率を、変更設計工費に乗じた金額とする。ただし、契約の性質により契約書に特段の定めがあるとき、または市長が別に定めたときは、この限りではない。 出所「北九州市契約規則」</p> <p>計算式を示すと、次のとおりとなる。 契約規則の原則： 変更設計工費 × (原契約金額 / 原設計工費) = 変更契約金額</p> <p>今回の事例： 変更設計工費 = 変更契約金額</p> <p>契約規則上、工事のみに適用されるとの規定はないため、当該規定は、情報システムに係る契約のように金額的にも重要</p>	<p>(上下水道局総務経営部営業課) 本規定は、設計図書を作成する工事契約に関する規定であると従来から解釈し運用しているが、今回の指摘を踏まえ、適用にあたり疑義が生じることのないよう明確な規定整備を検討する。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>であり積み上げ計算される性格の委託契約にも適用されるものと解する。</p> <p>また、上記規則の但し書きに従い例外的に当該比率を考慮しない場合は、契約変更時に考慮しない旨の決裁を受ける必要があると考えられるが、変更契約時の決裁文書にこのような記載は見受けられなかった。</p> <p>変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況																		
<p>水料・指摘-2 【調達・契約】改修を伴う契約変更の情報化調整会議への承認手続未実施について</p> <p>改修を伴う契約変更に当たって、情報化調整会議の承認を受けていなかった。情報化調整会議での承認を得たうえで契約変更を行う必要があった。</p> <p><内容> システム稼働後、平成 16 年度から平成 18 年度までに次のとおり 4 回の契約変更が行われている。</p> <p>【契約変更の状況】（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約（変更）日</th> <th>契約（変更）額</th> <th>変更後契約額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初契約 平成 14 年 4 月 1 日</td> <td></td> <td>468,720</td> </tr> <tr> <td>第 1 回変更 平成 16 年 2 月 27 日</td> <td>183,612</td> <td>652,332</td> </tr> <tr> <td>第 2 回変更 平成 17 年 4 月 1 日</td> <td>122,367</td> <td>774,699</td> </tr> <tr> <td>第 3 回変更 平成 17 年 9 月 26 日</td> <td>83,417</td> <td>858,116</td> </tr> <tr> <td>第 4 回変更 平成 18 年 4 月 1 日</td> <td>120,695</td> <td>978,811</td> </tr> </tbody> </table> <p>「契約書」を参考に監査人作成 変更契約の内容は主にネットワーク整備やセキュリティ強化等のシステム改修であった。この契約変更にあたって、情報化調整会議へのシステム提案手続は取られておらず、承認を受けていなかった。「システム提案実施要領」では次のとおり定めている。</p> <p>第 2 システム提案</p> <p>1 情報システムを新規構築、導入及び改修、または情報機器を購入（購入価格が 500 万円を超えるものに限る。）しようとする所管課長は、...（中略）...北九州</p>	契約（変更）日	契約（変更）額	変更後契約額	当初契約 平成 14 年 4 月 1 日		468,720	第 1 回変更 平成 16 年 2 月 27 日	183,612	652,332	第 2 回変更 平成 17 年 4 月 1 日	122,367	774,699	第 3 回変更 平成 17 年 9 月 26 日	83,417	858,116	第 4 回変更 平成 18 年 4 月 1 日	120,695	978,811	<p>（上下水道局総務経営部営業課） 当時は、企業局においては高度情報化調整会議の承認が必要との認識がなかった。今後は必要な承認を受けたうえで契約変更をおこなうこととする。</p>
契約（変更）日	契約（変更）額	変更後契約額																	
当初契約 平成 14 年 4 月 1 日		468,720																	
第 1 回変更 平成 16 年 2 月 27 日	183,612	652,332																	
第 2 回変更 平成 17 年 4 月 1 日	122,367	774,699																	
第 3 回変更 平成 17 年 9 月 26 日	83,417	858,116																	
第 4 回変更 平成 18 年 4 月 1 日	120,695	978,811																	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>市高度情報化調整会議に出席し、調整を受けなければならない。</p> <p>したがって、システム提案実施要領に基づき情報化調整会議での承認を得たうえで契約変更を行うべきであったと考える。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>水料・指摘-3 【障害時】障害復旧訓練の実施について</p> <p>情報システムの障害発生を想定した障害復旧訓練が実施されていない。復旧のための手順を定め、復旧訓練を実施する必要がある。</p> <p><内容></p> <p>サーバのデータバックアップについては、バックアップ媒体が異なる階の別室で保管されている。さらに隔週で遠隔地にある施設に移送し、保管されているが、復旧のための手順が定められておらず、復旧訓練が実施されていない。</p> <p>バックアップがとられていても、実際には復旧できない可能性もあるので、復旧のための手順を定め、復旧訓練を実施する必要がある。</p>	<p>(上下水道局総務経営部営業課)</p> <p>サーバのデータバックアップについては、東日本大震災を教訓として平成23年10月から遠隔地での保管を実施するなど段階的に取り組んでいるところである。</p> <p>平成24年度中には、システム障害を想定した復旧のための手順を定めるとともに、障害の発生を想定した復旧訓練を実施する。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>水料・指摘-4 【点検・監査】情報セキュリティに関する監査の実施について</p> <p>定期的な情報セキュリティに関する監査が実施されていない。規程に定めるとともに、定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p> <p><内容> 「北九州市水道局情報セキュリティに関する規程」第 17 条では、「セキュリティ管理者は、情報セキュリティを確保するため、統括管理者が別に定めるところにより、情報セキュリティに関する対策の実施状況を点検し、その結果を統括管理者に報告しなければならない。」という自己点検に関する規定はあるが、監査の実施に関する規定がなく、監査が実施されていない。規程に定めるとともに、定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p>	<p>(上下水道局総務経営部営業課) 平成 22 年度 10 月に策定した「水道局情報セキュリティに関する規程」においては、実施作業量や費用対効果を考慮し、監査に関する規程を外している。</p> <p>本指摘は、企業局も含めた本市のすべての情報システムに対して、外部監査人による情報セキュリティ監査を定期的（年一回程度）に実施するものと考えますが、費用対効果や実施周期等を考慮しつつ、対応を検討したい。</p>

(1 3) 水道会計システム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>水会・指摘-1 【障害時】障害復旧訓練の実施について</p> <p>情報システムの障害発生を想定した障害復旧訓練が実施されていない。復旧のための手順を定め、復旧訓練を実施する必要がある。</p> <p><内容> サーバのデータバックアップについては、バックアップ媒体が異なる階の別室で保管されている。さらに隔週で遠隔地にある施設に移送し、保管されているが、復旧のための手順が定められておらず、復旧訓練が実施されていない。</p> <p>バックアップがとられていても、実際には復旧できない可能性もあるので、復旧のための手順を定め、復旧訓練を実施する必要がある。</p>	<p>(上下水道局総務経営部経営企画課) 障害復旧時の手順を作成し、年1回程度の復旧訓練を実施する。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>水会・指摘-2 【点検・監査】情報セキュリティに関する監査の実施について</p> <p>定期的な情報セキュリティに関する監査が実施されていない。規程に定めるとともに、定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p> <p><内容> 「北九州市水道局情報セキュリティに関する規程」第17条では、「セキュリティ管理者は、情報セキュリティを確保するため、統括管理者が別に定めるところにより、情報セキュリティに関する対策の実施状況を点検し、その結果を統括管理者に報告しなければならない。」という自己点検に関する規定はあるが、監査の実施に関する規定がなく、監査が実施されていない。規程に定めるとともに、定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p>	<p>(上下水道局総務経営部経営企画課) 「北九州市上下水道局情報セキュリティに関する規程」の所管課である営業課において、同規程の改正を検討中。改正後は、同規程に沿った対応を行う予定</p>

(1 4) 図書館情報システム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>図書・指摘-1 【調達・契約】契約変更に伴う契約金額の妥当性について</p> <p>契約変更の際、現契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p> <p><内容> 契約変更に伴う契約変更金額の決定に際し、原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。 「北九州市契約規則」第 28 条では、次のような定めがあり、原則として原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮する必要がある。 第 28 条 契約を変更したときの変更契約金額は、原設計工費をもって原契約金額を除して得た比率を、変更設計工費に乗じた金額とする。ただし、契約の性質により契約書に特段の定めがあるとき、または市長が別に定めたときは、この限りではない。 出所「北九州市契約規則」</p> <p>計算式を示すと、次のとおりとなる。 契約規則の原則： 変更設計工費 × (原契約金額 / 原設計工費) = 変更契約金額</p> <p>今回の事例： 変更設計工費 = 変更契約金額</p> <p>契約規則上、工事のみに適用されるとの規定はないため、当該規定は、情報システムに係る契約のように金額的にも重要</p>	<p>(教育委員会中央図書館庶務課) 本規定は設計図書を作成する工事契約に関する規定であると従来から解釈し運用しているが、現在、契約室において今回の指摘を踏まえ適用にあたり疑義が生じることのないよう明確な規定整備を検討中であることから、今後、当該システムにおける同様の契約については、その検討結果を踏まえて運用をしたい。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>であり積み上げ計算される性格の委託契約にも適用されるものと解する。</p> <p>また、上記規則の但し書きに従い例外的に当該比率を考慮しない場合は、契約変更時に考慮しない旨の決裁を受ける必要があると考えられるが、変更契約時の決裁文書にこのような記載は見受けられなかった。</p> <p>変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>図書・指摘-2 <u>【点検・監査】情報セキュリティに関する監査の実施について</u></p> <p>定期的な情報セキュリティに関する監査が実施されていない。定期的に情報セキュリティ監査を実施する必要がある。</p> <p><内容> 「北九州市教育委員会情報セキュリティに関する規程」第 18 条では、「統括管理者は、情報セキュリティを確保するため、定期的に情報セキュリティに関する監査を行わなければならない。」とされているが、実施されていない。</p> <p>図書館情報システムは、市民の個人情報のみならず、図書の貸出履歴といった個人の趣味・嗜好・思想を反映している機微な情報を保持している重要な情報システムであり、情報セキュリティの確立の重要性は非常に高いといえる。</p> <p>規程に従い、情報システムの監査を実施することが必要である。</p>	<p>(教育委員会中央図書館庶務課)</p> <p>平成 24 年 6 月に、市教育委員会企画課が情報セキュリティに関する内部監査を実施した。その結果、改善が必要な箇所があったが、平成 24 年 7 月に改善済みである。</p>

(1 5) 下水道事業受益者負担金・下水道使用料システム

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>下水・指摘-1 <u>【調達・契約】契約変更に伴う契約金額の妥当性について</u></p> <p>契約変更の際、現契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p> <p><内容> 契約変更に伴う契約変更金額の決定に際し、原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率が考慮されていなかった。 「北九州市契約規則」第 28 条では、次のような定めがあり、原則として原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮する必要がある。 第 28 条 契約を変更したときの変更契約金額は、原設計工費をもって原契約金額を除いて得た比率を、変更設計工費に乗じた金額とする。ただし、契約の性質により契約書に特段の定めがあるとき、または市長が別に定めたときは、この限りではない。 出所「北九州市契約規則」</p> <p>計算式を示すと、次のとおりとなる。 契約規則の原則： 変更設計工費 × (原契約金額 / 原設計工費) = 変更契約金額</p> <p>今回の事例： 変更設計工費 = 変更契約金額</p> <p>契約規則上、工事のみに適用されるとの規定はないため、当該規定は、情報システムに係る契約のように金額的にも重要</p>	<p>(上下水道局総務経営部営業課) 本規定は、設計図書を作成する工事契約に関する規定であると従来から解釈し運用しているが、今回の指摘を踏まえ、適用にあたり疑義が生じることのないよう明確な規定整備を検討する。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>であり積み上げ計算される性格の委託契約にも適用されるものと解する。</p> <p>また、上記規則の但し書きに従い例外的に当該比率を考慮しない場合は、契約変更時に考慮しない旨の決裁を受ける必要があると考えられるが、変更契約時の決裁文書にこのような記載は見受けられなかった。</p> <p>変更契約時には原契約時の設計工費に対する原契約金額の比率を考慮するか、契約変更時に適切な承認を受ける必要がある。</p>	

6 監査の結果（意見）に基づく措置状況

(1) 共通システム基盤

監査の結果（意見）	措置状況
<p>基盤・意見-1 【調達・契約】プロジェクトマネジメント契約の再委託について</p> <p>PMO 契約の受託者が早い段階で再委託していたにもかかわらず、再委託の承認に際し、契約の履行状況等について市は十分な検討を行っていなかった。委託業務の重要性等を考慮して、十分な検討を行うことが必要であったと考える。</p> <p><内容> 「工. 監査の結果 (ア) 調達手続の適切性 【調達・契約】特命随意契約の妥当性について (基盤・指摘-1)」に記載のとおり、A 社は業務期間の開始後約 20 日という早い段階で、その業務の大半を市の承認を受け B 社に再委託している。この再委託の承認に当たり、市は A 社による PMO 業務の実施状況等に関し特段の検討を行ったという記録を確認することができなかった。</p> <p>PMO 業務は、情報システムの再編に関し、プロジェクト全体を管理し計画どおりに進捗させることを目的に締結されるものであり、その役割の重要性は高い。</p> <p>この PMO 業務の履行状況等の把握は重要であり、市は、再委託の段階における承認にあたり A 社の契約の履行状況を確認し、契約解除及び委託先の再選定も視野に入れ、十分な検討を行うことが必要であったと考える。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>再委託の必要性や妥当性については、十分に検討を行い、判断しているところではあるが、PMO という管理業務の一部を再委託したことで、その妥当性に疑念を抱かせる結果となった。平成 24 年度から、再委託の適正化を目的とした「業務委託契約における再委託の運用について (平成 24 年 3 月 28 日付け契約室通知)」に従い、再委託の承認を行なうこととした。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>基盤・意見-2 <u>【調達・契約】契約締結に際しての公印押印の遅延について</u></p> <p>契約書への公印の押印日が契約書上の契約日より大幅に遅延していた。あらかじめ時間に余裕を持って契約締結の準備を行うことが望まれる。</p> <p><内容> 共通システム基盤調達の原契約を変更する契約の締結及び PMO 業務の変更契約の締結に当たり、公印の押印日が契約書上の契約日より大幅に遅延していた。契約書が取り交わされないまま変更後の委託業務が遂行されていた可能性もある。</p> <p>契約書は、当事者双方の合意内容を確認するための文書であり、当事者間の法律関係を明確にし、係争が生じた場合に解決する基準となるものである。また、地方自治体における契約は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により契約書に記名押印をして初めて確定するものである。</p> <p>地方自治法第 234 条第 5 項（電磁的記録に関する部分を省略している） 普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。</p> <p>契約内容が確定していないにもかかわらず委託業務が実施されると、係争が生じた場合に根拠となる判断基準がないことになる。</p> <p>契約締結に時間を要するものは、あらかじめ余裕を持って調整を始めることが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>公印の押印日が契約書上の契約日より遅延したが、平成 21 年度にチェックリストによる公印遅延防止策を措置し、運用を徹底している。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>基盤・意見-3 <u>【物理的セキュリティ】バックアップ体制について】</u></p> <p>障害時対応のためのバックアップ装置がすべて同一の施設内に設置されている。甚大な災害時でも最低限の情報利用ができるように、同時に被害を受けることのない安全な施設で運用できるような対応を検討することが望まれる。</p> <p><内容> 市の情報システムは、障害時対応のためにバックアップ装置の設置やバックアップデータの遠隔地保管など、いくつかの対策がとられている。</p> <p>しかし、情報システム機器はバックアップ装置も含めすべて同一の施設内に設置されているため、東日本大震災のような甚大な災害が発生した場合にはすべての機能が利用できなくなる恐れがある。</p> <p>また、施設の近くにある紫川が、平成21年及び22年の大雨で氾濫を起こしていることから、浸水被害により市庁舎の電源設備が被害を受け、システム停止となる可能性もある。</p> <p>市では情報システムを開発するための開発環境（コンピューター式）を既に有しており、情報システムの開発だけでなく、有事の代替機としても利用可能となっている。実際に、開発環境を有事の際の代替機として位置づけている企業もある。</p> <p>甚大な災害時でも最低限の情報利用ができるように、同時に被害を受けることのない安全な施設で開発環境を運用する等の対応を検討することが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室) 本番環境または評価環境の他施設への移設を検討中</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>基盤・意見-4 【人的セキュリティ】情報セキュリティ研修の必須化について</p> <p>情報セキュリティ研修の受講対象が全員となっていない。情報セキュリティに関する職員の認識を強化するため、研修は全員必須にすることが望まれる。</p> <p><内容> 平成 23 年度の情報セキュリティ教育は、平成 23 年 8 月 8 日事務連絡「平成 23 年度 e ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施について」として職員に案内されている。対象者は情報セキュリティ責任者（所属長）が必須、課長級は積極的な受講を要請、その他は任意となっており、全員必須となっていない。</p> <p>NPO 法人日本ネットワークセキュリティ協会の「2010 年 情報セキュリティインシデント に関する調査報告書」（平成 23 年 8 月 24 日改訂）によると、平成 22 年度に発生した漏えい事件の発生原因のうち、管理ミスと誤操作の 2 項目で全体の 7 割を占めている。この統計が示すとおり、情報セキュリティにおいて、利用者の認識を維持向上させることは非常に重要な事項である。</p> <p>現状の方法では、情報セキュリティ研修の必要性を感じていない職員には自発的な受講がなされず、情報セキュリティに関する認識を高めることができない。情報セキュリティに関する事件・事故においては、認識の低い職員が関与することが多く、次の「【点検・監査】点検結果のフォローについて(基盤・意見-5)」で述べる福利厚生ポイント不正利用事件はその一例である。</p> <p>情報セキュリティに関する職員の認識</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>これまで、セキュリティ責任者や希望者に対し、情報セキュリティ研修を行ってきたが、平成 24 年度からは、数年サイクルで全職員対象の情報セキュリティ研修を実施する予定</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>を強化するため、研修は全員必須にすることが望まれる。</p>	

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>基盤・意見-5 【点検・監査】点検結果のフォローについて</p> <p>職員の福利厚生ポイントの不正利用事件が発生し、再発防止策がとられているが、再発防止策の運用状況については継続的な確認を実施することが望まれる。</p> <p><内容> 平成 22 年 6 月に職員の福利厚生ポイントの不正利用事件が発生している。 概要は次のとおりである。 【福利厚生ポイント不正利用事件の概要】</p> <p>1 事実の概要</p> <p>(1) 平成 22 年 6 月、建設局公園建設課職員が自身の使用するイントラネット 29 端末から同課所属職員 2 名(育児休業中)に成りすまし、総額 26,000 円相当分の「厚生会元気回復補助事業利用書兼請求書」(以下、利用書と言う)を発行し、不正に入手した。</p> <p>(2) その後、平成 22 年 8 月までの間に、不正に入手した利用書のうち 17,900 円相当分を 2 施設で、8 回使用し、CD や書籍等を入手した。</p> <p>(3) 同課において育児休業中の職員のイントラネット端末のパスワードが適切に管理されていなかったことが、本事案の背景にあった。</p> <p>2 . 再発防止策</p> <p>(1) パスワード管理の徹底の通知及び職場一斉点検 パスワード管理を徹底するため通知を出すとともに、パスワードを書いたメモ等がパソコンやデスクマットに貼り付けるなど、第三者に分かる形で保管されてい</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>パスワード管理等を徹底するため、平成 24 年度から新様式による点検を各所属に指示し、加えて、統括責任者がその状況を年一回確認することとする。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>ないか職場一斉点検を行う。</p> <p>(2) パスワード管理等に関する職場研修の実施 「北九州市情報資産の管理及び運用に関する要領」に定めたパスワード管理等を徹底させるため各所属で研修を実施し、研修実施報告書の提出を行う。</p> <p>(3) IC カード認証方式の導入 今年度中に、常に職員証カードを差し込んでいないと、システムが動作しない IC カード認証方式に変更することとしている。</p> <p>厚生会申込システムは職員ポータル上に構築されており、上記再発防止策が実行されることにより、厚生会申込システムのセキュリティも担保されることになる。</p> <p>出所「市人事課公表資料」 発覚後速やかに対応されており、全職員を対象に再発防止策としてパスワード管理の徹底の通知、職場の一斉点検、パスワード管理等に関する職場研修の実施等が行われている。なお、職場一斉点検においては、次の項目がセキュリティ上不十分な結果となっている。</p> <p>【職場一斉点検の主な結果】 設問の要旨 実施していると回答した割合</p> <p>1 離席時には利用者認証カードを取り外す。 54%</p> <p>2 定期的にパスワードを変更している。 54%</p> <p>3 容易に推定できるパスワードでない。 78%</p> <p>4 パスワードの使いまわしをしない。 64%</p>	

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p data-bbox="231 367 512 405">出所「市説明資料」</p> <p data-bbox="197 450 788 692">情報セキュリティ統括者（当時の総務市民局長）が福利厚生ポイント不正利用事件を受け平成22年11月26日に情報セキュリティに関する一斉点検を各セキュリティ管理者に通知し、点検した結果、上記課題は是正済みとのことであった。</p> <p data-bbox="197 696 788 860">上記の項目は物理的に制限しているものではなく、職員の意識次第で状況が悪化してしまう事項であるため、定期的な確認を行うことが望まれる。</p>	

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>基盤・意見-6 【点検・結果】定期的な自己点検結果の実施について</p> <p>情報セキュリティ確保のための自己点検が定期的に行われていない。必要な点検項目を整備し、定期的に実施することが望まれる。</p> <p><内容> 「平成 22 年度 包括外部監査結果報告書」<監査意見 - 2>では、「情報セキュリティ確保のための自己点検がなされていないので実施する必要がある。」とされているが、自己点検は定期的に行われていない。このときの監査対象部署は税務部であるものの、内容は共通システム基盤に係る事項である。また、「【点検・監査】点検結果のフォローについて(基盤・意見-5)」の福利厚生ポイント不正利用事件後に実施された点検は、事件の発生原因に関する限定的な内容で緊急的に実施されたものであり、セキュリティ全般にわたって定期的に行われたものではない。これまでシステム再編が行われていたため、平成 24 年度に実施する予定とのことではあるが、ハードウェアに依存しない人的セキュリティに関する事項(安全なパスワードの運用、媒体管理、ID カードの取扱い等)も実施されていない。</p> <p>ハードウェアの整備により物理的な情報セキュリティは強化されているが、それを扱う職員の認識強化が手薄になっているものと考えられる。</p> <p>情報セキュリティ活動における自己点検は、管理状況の把握にとどまらず、情報セキュリティに対する職員の意識向上と、抑止効果も期待できる重要な実施事</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>平成 24 年度から新様式による点検を各所属に指示し、加えて、統括責任者がその状況を年一回確認することとする。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>項である。システムの移行等の理由で定期的な自己点検ができない場合もあるが、自己点検の内容にはシステムの入替えにかかわらず確認できる事項もある。必要な点検項目を整備し、定期的の実施することが望まれる。</p>	

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>基盤・意見-7 <u>【点検・監査】情報セキュリティの体制強化及び情報セキュリティ監査の独立性強化について</u></p> <p>情報セキュリティ担当者の知識や経験が蓄積される体制が構築されておらず、また、情報セキュリティ監査を担当する部署も独立性の観点からは適切とはいえない。情報セキュリティ推進の体制強化に努めるとともに、監査事務局のように独立した部署が情報セキュリティ監査を担当することが望まれる。</p> <p><内容> 情報政策室では、主に担当係長及び担当職員1名が情報セキュリティ業務を推進している。しかし、担当職員は2年程度で別業務の担当に替わっており、ジョブローテーション上、やむを得ないところもあるが、結果として情報セキュリティに関する業務を経験する機会が少ないため、担当者としての経験や知識に不足が生じている可能性がある。</p> <p>「エ. 監査の結果 (イ) セキュリティ管理の適切性 【点検・監査】情報セキュリティに関する監査の実施について (基盤・指摘-2)」の情報セキュリティ監査が実施されていないことや、「【点検・監査】点検結果のフォローについて (基盤・意見-5)」の福利厚生ポイント不正利用事件の発生は、この情報セキュリティ体制が原因の一つと考えられる。情報セキュリティの体制強化に向け、次の事項を検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティを推進する担当者が経験や知識を蓄積できる仕組みを構築する。 ・ 特定の資格者(公認情報セキュリティマネージャー、公認情報システム監査人 	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>情報セキュリティの強化を図るため、平成 24 年度は外部専門家による情報セキュリティ監査を実施する予定。</p> <p>また、室職員については引き続き、経験者の配置や人事異動のサイクルを長くするなどの措置を引き続き講じていく。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>等)を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 外部の専門家を活用する。 <p>また、情報政策室の職員が情報セキュリティに対する活動を監査することは、独立性の観点から適切でないため、情報セキュリティ監査の実施部署を、監査事務局のように独立した部署とすることが望まれる。</p>	

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>基盤・意見-8 <u>情報システムの利用促進(市全体で情報システムを活用する取り組み)について</u></p> <p>再編対象システムは平成 22 年度に全面稼動したばかりであり、現状でコスト面から効果を確認できるものは、運用経費の年間約 3 億円の削減効果のみである。再編のために多額のコストを要していることから、今後、詳細な費用対効果の分析を行うとともに情報を適時に公開し、また、市全体として情報システムを活用した業務改善に取り組んでいくことが望まれる。</p> <p><内容> 今回のシステム再編は、全国的にも参考例がない先進的なものであり、その中で、機能面での成果がおおむね達成できている点は、高く評価できる。 コスト面では、平成 22 年度に全面稼動したばかりであり、現時点では費用対効果を判断できる実績はまだ出ていないため、市側の検証も詳細に行う段階に至っていない。このため再編前後の運用コストを評価したところ、導入経費 53 億円に対し、その効果を現状で確認できたものは、運用経費の年間約 3 億円の削減効果のみであった。 しかし、再編のために多額のコストを要していることから、今後、市としても詳細な費用対効果の分析を行う必要がある。また、情報システムの有効活用のため市全体で情報システムを活用したさらなる業務改善に取り組み、成果を出していくことが望まれる。 なお、説明責任を果たす観点から、成果に関する進捗管理を行い、適時に情報公開を行うことが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室) 新システムを活用した業務改善については、引き続き取り組み、その結果については、公表する予定</p>

(2) 総合事務管理システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>事務・意見-1 【調達・契約】<u>契約締結に際しての公印押印の遅延について</u></p> <p>契約書への公印の押印日が契約書上の契約日より大幅に遅延していた。あらかじめ時間に余裕を持って契約締結の準備を行うことが望まれる。</p> <p><内容> 共通システム基盤調達の原契約を変更する契約の締結及び PMO 業務の変更契約の締結に当たり、公印の押印日が契約書上の契約日より大幅に遅延していた。契約書が取り交わされないまま変更後の委託業務が遂行されていた可能性もある。</p> <p>契約書は、当事者双方の合意内容を確認するための文書であり、当事者間の法律関係を明確にし、係争が生じた場合に解決する基準となるものである。また、地方自治体における契約は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により契約書に記名押印をして初めて確定するものである。</p> <p>地方自治法第 234 条第 5 項（電磁的記録に関する部分を省略している） 普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。</p> <p>契約内容が確定していないにもかかわらず委託業務が実施されると、係争が生じた場合に根拠となる判断基準がないことになる。</p> <p>契約締結に時間を要するものは、あらかじめ余裕を持って調整を始めることが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>公印の押印日が契約書上の契約日より遅延したが、平成 21 年度にチェックリストによる公印遅延防止策を措置し、運用を徹底している。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>事務・意見-2 <u>【調達・契約】賃貸借契約の締結方法について</u></p> <p>情報システムを調達する際、情報システムの借入れ、保守等複数の作業を一つの賃貸借契約の中に含めていた。安定した品質の確保、コスト削減等の観点から契約締結時の賃借料の内訳を明確にすることが望まれる。</p> <p><内容> 情報システムの調達に当たり、一つの賃貸借契約の中に情報システムの借入れ、保守など複数の作業が含まれていた。賃借料の内訳、すなわち、それぞれのランニングコスト（機器の賃借料、保守費用、運用費用）の額が明確でないため、契約締結時の金額の妥当性を確認できないことに加え、契約期間終了後に期間のみを更新（再リース）する場合、予定価格設定の際に参考となる当初のコストを把握できず、結果として市が割高なコストを負担する可能性もある。</p> <p>情報システムの借入れ、運用・保守は、それぞれ業務内容も異なるため、安定した品質の確保、コスト削減等の観点からも契約締結時の賃借料の内訳は明確にすることが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>現在、契約室において、保守を含む賃貸借等の契約に係る内訳の取扱いについて検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>事務・意見-3 【開発・評価】システム導入検討時の各種書類の保存について</p> <p>情報システム導入検討時の各種書類の一部が保存されていなかった。情報システムに関する各種書類の保存に関するルールを策定し、システム稼働中は導入時の各種書類を閲覧可能にすることが必要と考える。</p> <p><内容> 情報システム導入に係る基本方針の検討資料、開発時におけるベンダとのやり取りの記録、一部の成果物等が保存されていなかった。 「北九州市文書管理規則」第29条の別表では、契約及び工事の執行に関するもの（特に重要及び重要なものを除く。）の保存期間を5年間と規定している。その保存期間の起算日は所管部署が判断しており、現在も稼働している情報システムの導入時の各種書類等が、作成日の翌年度から5年経過した時点で廃棄されているものがあつた。 導入時の各種書類が保存されていなければ、その導入効果の測定評価と改善といった取り組みが困難になるものと考えられる。また、導入当初の資料は、次のリプレース時に仕様や予定価格の検討の参考にすることができる。 したがって、契約期間満了日の翌年度から5年間とするなど、少なくともシステム稼働中は本情報システムの導入時の各種書類を保存し、閲覧可能な状態にしておくことが必要である。書類保存の目的及び効果等を踏まえ、情報システムに関する各種書類の保存に関するルールについて検討し、策定することが必要と考える。</p>	<p>(総務企画局情報政策室) 稼働中の情報システムの関連書類については、保存ルールを策定し、管理を行う。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>事務・意見-4 <u>【開発・評価】導入後の効果測定評価と改善に向け取り組みについて</u></p> <p>情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。</p> <p><内容> 本情報システム導入時の検討資料には、情報システム導入や必要性の導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。</p> <p>しかし、システム導入後の効果について測定評価されていない。</p> <p>情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。</p> <p>そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>現在、高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しているところであり、この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討する。</p>

(3) 総合窓口システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>窓口・意見-1 【調達・契約】契約締結に際しての公印押印の遅延について</p> <p>契約書への公印の押印日が契約書上の契約日より大幅に遅延していた。あらかじめ時間に余裕を持って契約締結の準備を行うことが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>共通システム基盤調達の原契約を変更する契約の締結及び PMO 業務の変更契約の締結に当たり、公印の押印日が契約書上の契約日より大幅に遅延していた。契約書が取り交わされないまま変更後の委託業務が遂行されていた可能性もある。</p> <p>契約書は、当事者双方の合意内容を確認するための文書であり、当事者間の法律関係を明確にし、係争が生じた場合に解決する基準となるものである。また、地方自治体における契約は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により契約書に記名押印をして初めて確定するものである。</p> <p>地方自治法第 234 条第 5 項（電磁的記録に関する部分を省略している）</p> <p>普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。</p> <p>契約内容が確定していないにもかかわらず委託業務が実施されると、係争が生じた場合に根拠となる判断基準がないことになる。</p> <p>契約締結に時間を要するものは、あらかじめ余裕を持って調整を始めることが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>公印の押印日が契約書上の契約日より遅延したが、平成 21 年度にチェックリストによる公印遅延防止策を措置し、運用を徹底している。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>窓口・意見-2 【調達・契約】再委託の承認手続きの適切性について</p> <p>再委託の承認申請に対して、その内容の検討が適切に行われないうまま承認がなされている。再委託の必要性や範囲の妥当性等について十分な検討を行うことが望まれる。</p> <p><内容> 業務の再委託に関し、契約書において「契約業務の全部又は一部を他に委託し、又は第三者に請け負わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない」とされている。</p> <p>実際に業務を再委託するに当たり、委託業務の受託者は再委託の承認申請書を提出している。</p> <p>しかし、市の決裁資料を査閲したところ、再委託の必要性に関する記載もなく、再委託時の個別業務契約書の契約締結日は再委託の承認日の前になっていた。</p> <p>再委託業務の内容等について、市によるチェックと承認が形式化すると、再委託先の選定に問題があっても発見されず後に問題が生じる可能性があるため、再委託の理由、業務内容等を明らかにし、適切な時期に承認することが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>決裁資料については、規程等により確認、検討等求められているものについては添付していたが、再委託内容については妥当性の検討はしたものの、それらの規程等がなかったため、事績としては残していなかった。</p> <p>なお、今後は平成24年3月に契約室が定めた再委託運用基準に基づき引き続き適正な契約事務の執行に努めていく。</p>

(4) 総合収納システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>収納・意見-1 【調達・契約】契約締結に際しての公印押印の遅延について</p> <p>契約書への公印の押印日が契約書上の契約日より大幅に遅延していた。あらかじめ時間に余裕を持って契約締結の準備を行うことが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>共通システム基盤調達の原契約を変更する契約の締結及び PMO 業務の変更契約の締結に当たり、公印の押印日が契約書上の契約日より大幅に遅延していた。契約書が取り交わされないまま変更後の委託業務が遂行されていた可能性もある。</p> <p>契約書は、当事者双方の合意内容を確認するための文書であり、当事者間の法律関係を明確にし、係争が生じた場合に解決する基準となるものである。また、地方自治体における契約は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により契約書に記名押印をして初めて確定するものである。</p> <p>地方自治法第 234 条第 5 項（電磁的記録に関する部分を省略している）</p> <p>普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。</p> <p>契約内容が確定していないにもかかわらず委託業務が実施されると、係争が生じた場合に根拠となる判断基準がないことになる。</p> <p>契約締結に時間を要するものは、あらかじめ余裕を持って調整を始めることが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>公印の押印日が契約書上の契約日より遅延したが、平成 21 年度にチェックリストによる公印遅延防止策を措置し、運用を徹底している。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p> 収納・意見-2 【開発・評価】システム導入検討時の各種書類の保存について </p> <p> 情報システム導入検討時の各種書類の一部が保存されていなかった。情報システムに関する各種書類の保存に関するルールを策定し、システム稼働中は導入時の各種書類を閲覧可能にすることが必要と考える。 </p> <p> <内容> 情報システム導入に係る基本方針の検討資料、開発時におけるベンダとのやり取りの記録、一部の成果物等が保存されていなかった。 「北九州市文書管理規則」第 29 条の別表では、契約及び工事の執行に関するもの（特に重要及び重要なものを除く。）の保存期間を 5 年間と規定している。その保存期間の起算日は所管部署が判断しており、現在も稼働している情報システムの導入時の各種書類等が、作成日の翌年度から 5 年経過した時点で廃棄されているものがあつた。 導入時の各種書類が保存されていなければ、その導入効果の測定評価と改善といった取り組みが困難になるものと考えられる。また、導入当初の資料は、次のリプレース時に仕様や予定価格の検討の参考にすることができる。 したがって、契約期間満了日の翌年度から 5 年間とするなど、少なくともシステム稼働中は本情報システムの導入時の各種書類を保存し、閲覧可能な状態にしておくことが必要である。書類保存の目的及び効果等を踏まえ、情報システムに関する各種書類の保存に関するルールについて検討し、策定することが必要と考える。 </p>	<p> (総務企画局情報政策室) 稼働中の情報システムの関連書類については、保存ルールを策定し、管理を行う。 </p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>収納・意見-3 <u>【開発・評価】導入後の効果測定評価と改善に向けた取り組みについて</u></p> <p>情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。</p> <p><内容> 本情報システム導入時の検討資料には、情報システム導入や必要性の導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。</p> <p>しかし、システム導入後の効果について測定評価されていない。</p> <p>情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。</p> <p>そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>現在、高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しているところであり、この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討する。</p>

(5) 電子入札システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>入札・意見-1 【情報システム企画】導入時における期待効果の検討内容について</p> <p>本情報システムの導入効果に落札率低減効果額を含めていた。電子化は主に入札事務に関する作業の効率化に寄与するものであるため、作業時間短縮をもって試算すべきであったと考える。なお、競争性の増加による落札率の低減効果を期待するのであれば、情報システムの導入とあわせて一般競争入札の範囲拡大等入札事務の見直しにも、より積極的に取り組む必要があると考える。</p> <p><内容> 本情報システム導入に向けた企画段階において、入札の電子化により競争性が増して、落札率が約3%低減すると見込み、それに伴う5年間の低減額81億円を導入効果額に含めていた。</p> <p>一般的に入札の電子化によって落札率の低減が期待できるのは、一般競争入札の事案である。指名競争入札では参加者があらかじめ指名されるため、入札の電子化による競争性の増加を見込むことは難しい。電子化は主に入札事務に関する作業の効率化に寄与するものである。</p> <p>したがって、導入効果の試算については、入札実績の大半を指名競争入札が占める市の場合、落札率低減効果ではなく入札事務に係る諸作業の効率化、つまり作業時間短縮をもって試算すべきであったと考える。</p> <p>なお、競争性の増加による落札率の低減効果を期待するのであれば、情報システムの導入とあわせて一般競争入札の範囲拡大等入札事務の見直しにも、より積極的に取り組む必要があると考える。</p>	<p>(契約室)</p> <p>本情報システムの導入にあたっては、作業の効率化という視点よりもむしろ、落札率の低減効果を期待して導入したので、作業時間短縮の試算をしなかった。次回更新時には、作業時間短縮の効果も、考慮すべきものの一つとして、検討することとしたい。</p> <p>なお、電子入札については平成16年12月から一部運用し平成19年度から本格運用した。</p> <p>一般競争入札についても平成19年度から導入し、順次対象工事を拡大し、現在、例えば土木では2,500万円以上、建築では4,500万円以上の工事に導入している。</p> <p>その結果、平成17年度の落札率は、92.32%であったが、平成19年度に一般競争入札を導入した直後の落札率は、87.32%になり、5%減少した。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>入札・意見-2 <u>【調達・契約】賃貸借契約の締結方法について</u></p> <p>情報システムを調達する際、情報システムの借入れ、保守等複数の作業を一つの賃貸借契約の中に含めていた。安定した品質の確保、コスト削減等の観点から契約締結時の賃借料の内訳を明確にすることが望まれる。</p> <p><内容> 情報システムの調達に当たり、一つの賃貸借契約の中に情報システムの借入れ、保守など複数の作業が含まれていた。賃借料の内訳、すなわち、それぞれのランニングコスト（機器の賃借料、保守費用、運用費用）の額が明確でないため、契約締結時の金額の妥当性を確認できないことに加え、契約期間終了後に期間のみを更新（再リース）する場合、予定価格設定の際に参考となる当初のコストを把握できず、結果として市が割高なコストを負担する可能性もある。</p> <p>情報システムの借入れ、運用・保守は、それぞれ業務内容も異なるため、安定した品質の確保、コスト削減等の観点からも契約締結時の賃借料の内訳は明確にすることが望まれる。</p>	<p>（契約室） 今後、保守を含む賃貸借等の契約の場合、契約にあたってその内訳を明確にするよう取扱いの統一を検討する。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>入札・意見-3 【開発・評価】システム導入検討時の各種書類の保存について</p> <p>情報システム導入検討時の各種書類の一部が保存されていなかった。情報システムに関する各種書類の保存に関するルールを策定し、システム稼働中は導入時の各種書類を閲覧可能にすることが必要と考える。</p> <p><内容> 情報システム導入に係る基本方針の検討資料、開発時におけるベンダとのやり取りの記録、一部の成果物等が保存されていなかった。 「北九州市文書管理規則」第 29 条の別表では、契約及び工事の執行に関するもの（特に重要及び重要なものを除く。）の保存期間を 5 年間と規定している。その保存期間の起算日は所管部署が判断しており、現在も稼働している情報システムの導入時の各種書類等が、作成日の翌年度から 5 年経過した時点で廃棄されているものがあつた。 導入時の各種書類が保存されていなければ、その導入効果の測定評価と改善といった取り組みが困難になるものと考えられる。また、導入当初の資料は、次のリプレース時に仕様や予定価格の検討の参考にすることができる。 したがって、契約期間満了日の翌年度から 5 年間とするなど、少なくともシステム稼働中は本情報システムの導入時の各種書類を保存し、閲覧可能な状態にしておくことが必要である。書類保存の目的及び効果等を踏まえ、情報システムに関する各種書類の保存に関するルールについて検討し、策定することが必要と考える。</p>	<p>(契約室)</p> <p>現在、情報政策室において情報システムに関する各種書類の保存ルールを検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>入札・意見-4 【開発・評価】導入後の効果測定評価と改善に向けた取り組みについて</p> <p>情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。</p> <p><内容> 本情報システム導入時の検討資料には、情報システム導入や必要性の導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。</p> <p>しかし、システム導入後の効果について測定評価されていない。</p> <p>情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。</p> <p>そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。</p>	<p>(契約室)</p> <p>現在、高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しているところであり、この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。</p>

(6) 電子申請システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>申請・意見-1 【<u>情報システム企画</u>】導入時における期待効果の検討内容について</p> <p>導入に向けた企画段階において、近隣団体の共同利用参加意向などを十分に把握し協議できていないと考えられる企画がなされていた。</p> <p>システム企画段階においては、十分な協議検討を行い、実現可能性の高い計画を立案することが望まれる。</p> <p><内容> 本情報システム導入に向けた企画段階において、構築したシステムを近隣団体と共同利用することにより、北九州市が負担する経費の軽減を期待していたが、結果として2団体(福岡市及び久留米市)しか利用していない。</p> <p>これは、導入に向けた企画段階において、近隣団体の共同利用参加意向を十分に把握し協議できていなかったことに起因しているものと考えられる。</p> <p>システム企画段階においては、十分な協議検討を行い、実現可能性の高い計画を立案することが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>本情報システムの計画策定時において、共同利用に関する検討も行なっていたが、不十分だった感は否めない。今後、新たなシステムを導入するにあたっては他都市との事前協議を強化するなど、より実現性の高い計画となるよう努めていく。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>申請・意見-2 【情報システム企画】企画段階における <u>利用見込みについて</u></p> <p>企画段階における見込み利用件数等の検討が十分に行われていなかったため、本情報システムの利用は進んでいない。</p> <p>情報システム導入に当たっては、情報システム利用部署のニーズの把握、利用可能な範囲、利便性を考慮した設計等を十分に行うことが望まれる。</p> <p><内容> 本情報システムで申請可能な行政手続は、本人確認が不要な申請手続のみであり、市全体の行政手続約 2,300 種類に対し旧システムでは 46 種類、新システムでは 10 種類と非常に少ない。</p> <p>これは、情報システム企画段階において、対象とする行政手続、見込み利用件数等の検討が十分に行われていなかったためと判断される。</p> <p>情報システム導入に当たっては、情報システム利用部署のニーズの把握、利用可能な範囲、利便性を考慮した設計等を十分に行うことが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>本情報システムの設計は、常に利用者のニーズ等を踏まえ行っており、本システムについても利便性は高いと考えている。</p> <p>一方、利便性は高いものの、行政手続の数が少ないことから、今後、次期システムの導入にあたっては、システム導入前の利用部署に対する意向調査などを強化する。</p> <p>なお、本システムについては、当初に比べて 10 種類以上の手続きが追加されており、今後も手続きの種類が増えるよう努めていく。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>申請・意見-3 【開発・評価】システム導入検討時の各種書類の保存について</p> <p>情報システム導入検討時の各種書類の一部が保存されていなかった。情報システムに関する各種書類の保存に関するルールを策定し、システム稼働中は導入時の各種書類を閲覧可能にすることが必要と考える。</p> <p><内容> 情報システム導入に係る基本方針の検討資料、開発時におけるベンダとのやり取りの記録、一部の成果物等が保存されていなかった。 「北九州市文書管理規則」第29条の別表では、契約及び工事の執行に関するもの（特に重要及び重要なものを除く。）の保存期間を5年間と規定している。その保存期間の起算日は所管部署が判断しており、現在も稼働している情報システムの導入時の各種書類等が、作成日の翌年度から5年経過した時点で廃棄されているものがあった。 導入時の各種書類が保存されていなければ、その導入効果の測定評価と改善といった取り組みが困難になるものと考えられる。また、導入当初の資料は、次のリプレース時に仕様や予定価格の検討の参考にすることができる。 したがって、契約期間満了日の翌年度から5年間とするなど、少なくともシステム稼働中は本情報システムの導入時の各種書類を保存し、閲覧可能な状態にしておくことが必要である。書類保存の目的及び効果等を踏まえ、情報システムに関する各種書類の保存に関するルールについて検討し、策定することが必要と考える。</p>	<p>(総務企画局情報政策室) 稼働中の情報システムの関連書類については、保存ルールを策定し、管理を行う。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>申請・意見-4 <u>【開発・評価】導入後の効果測定評価と改善に向けた取り組みについて</u></p> <p>情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。</p> <p><内容> 本情報システム導入時の検討資料には、情報システム導入や必要性の導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。</p> <p>しかし、システム導入後の効果について測定評価されていない。</p> <p>情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。</p> <p>そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>現在、高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しているところであり、この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討する。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>申請・意見-5 <u>【費用対効果】情報システムの利用促進(電子申請システムで申請可能な行政手続きの拡大)について</u></p> <p>本情報システムは導入効果が十分にあったとはいえない。システムを有効活用するため、申請できる行政手続きの拡大に積極的に努め、住民に対しても利用を働きかけることが望ましい。</p> <p><内容> 「ウ．費用対効果の検討」の結果、本情報システムは、市民の利便性の向上を目的として導入されたものの、オンライン申請手続が全申請の2.0%と低いうえに、利用実績も低いことから、導入効果が十分にあったとはいえない。</p> <p>システムの有効活用の観点から、各部署に対し積極的に本情報システムで申請できる行政手続を拡大するように促すとともに、成果のあった他の自治体の情報なども参考にし、住民に対して利用を働きかける取り組みも行うことが望ましい。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>市民サービスの向上及びシステムの有効活用という観点から、各部署に対し利用促進を働きかけている。</p> <p>今後も、多数の利用が見込める手続を中心に利用を促すように努める。</p>

(7)入金管理システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>入金・意見-1 【<u>開発・評価</u>】導入後の効果測定評価と改善に向けた取り組みについて</p> <p>情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。</p> <p><内容> 本情報システム導入時の検討資料には、情報システム導入や必要性の導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。 しかし、システム導入後の効果について測定評価されていない。 情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。 そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。</p>	<p>(会計室)</p> <p>現在、情報政策室において、高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しているところであり、この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。</p>

(8) 総合滞納整理システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>滞納・意見-1 【<u>情報システム企画</u>】導入目的である滞納整理業務の一元化について</p> <p>導入目的である滞納整理事務の一元化が不十分であると考えられる。本情報システムをさらに有効活用するため、業務のあり方及びシステム機能の見直しについて取り組むことが望まれる。</p> <p><内容> 法人市民税システムや固定資産税システム等の滞納整理事務を必要とする各業務システムと本情報システムは連携しており、データの一元集約化が実現されている。また、市税事務所への滞納整理事務の集約化も行われている。</p> <p>しかし、市税事務所に集約された業務は、全庁に存在する滞納整理事務のうち市税全般、国民健康保険料、介護保険料及び保育料(一部)に関する事務であり、一元化されたデータに付随する事務のすべてを対象としたものではない。例えば、市営住宅使用料、後期高齢者医療保険料に関する事務などは集約されていない。</p> <p>滞納整理事務の集約化及び効率化という観点からみれば、対象範囲拡大も含めた業務最適化の余地があるものと考えられる。</p> <p>導入目的である全庁的な滞納整理事務の集約化及び効率化を果たすべく、現状業務の最適化に向けた本情報システムのさらなる有効活用の余地はないか、業務のあり方及びシステム機能の見直しについて取り組むことが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>徴収一元化の対象とする債権については、効率性等の観点から、滞納整理事務や課題について検討し、地方税法の例による滞納処分ができ、市税との徴収一元化が最も効果的な債権である、国民健康保険料、介護保険料及び保育料を選択したものである。したがって、効率性や効果等の面から、現状においては対象範囲拡大の余地はなく、対応しない。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>滞納・意見-2 <u>【開発・評価】導入後の効果測定評価と改善に向けた取り組みについて</u></p> <p>情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。</p> <p><内容> 本情報システム導入時の検討資料には、情報システム導入や必要性の導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。</p> <p>しかし、システム導入後の効果について測定評価されていない。</p> <p>情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。</p> <p>そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室)</p> <p>現在、高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しているところであり、この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討する。</p>

(9) 総合医療情報システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>医療・意見-1 【情報システム企画】導入時における期待効果の検討内容について</p> <p>本情報システムの導入効果が DPC 導入に伴う収益増加見込み額によって試算されていた。電子カルテシステム導入自体は主に作業の効率化に寄与するものであるため、導入効果の試算において、DPC 導入による収益増加は直接的な期待効果としてではなく、経営改善の達成を条件とした間接的な期待効果と位置づけるべきであったと考える。</p> <p><内容> 本情報システム（特に電子カルテシステム）導入に向けた企画段階において、DPC 導入による医業収益増加が見込めるとし、その収益増加見込み額を導入効果額に含めていた。</p> <p>一般的な急性期病院において、DPC 導入による医業収益増加を実現するには、在院日数の縮減と患者数増加などに取り組むことが重要である。電子カルテシステムの導入自体は DPC の導入及び運用に関して主に作業の効率化に寄与するものであり、DPC 導入の必要条件とはなっていない。</p> <p>したがって、導入効果の試算において、DPC による収益増加は、電子カルテシステム導入による直接的な期待する効果ではなく、在院日数縮減や患者数増加等への取り組みによる経営改善の達成を条件とした間接的な期待効果と位置づけるべきであったと考える。</p>	<p>(病院局医療センター事務局経営企画課) 今後は、情報システムの導入効果の検討にあたり、効果の位置付けを明確にした試算を行うことで、適正な導入効果の検証を図る予定である。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>医療・意見-2 <u>【開発・評価】導入後の効果測定評価と改善に向けた取り組みについて</u></p> <p>情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。</p> <p><内容> 情報化調整会議の審議の際に提出されるシステム提案書には、情報システム導入の必要性や導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。</p> <p>しかし、システム導入後の効果について測定評価されておらず、情報化調整会議の事務局である情報政策室でも検証されていない。</p> <p>情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。</p> <p>そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。</p>	<p>(病院局医療センター事務局経営企画課)</p> <p>現在、情報政策室において高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しているところであるが、この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>医療・意見-3 【技術・運用】バックアップ媒体の適切な管理について</p> <p>本情報システムのバックアップ媒体がサーバラック内に保管されている。サーバ本体と離れた場所に保管することが望まれる。</p> <p><内容> 総合医療情報システムのバックアップ媒体は、サーバラック内に保管されている。火災などでサーバ本体が損傷を受ける場合には、バックアップ媒体も同時に被害を受ける可能性が高く、データの回復ができないリスクがある。 バックアップ媒体は、サーバ本体と離れた場所に保管することが望まれる。</p>	<p>(病院局医療センター事務局経営企画課) 一部システムのバックアップについては平成24年5月から別階の医療情報管理室内の金庫で保管・管理している。その他のシステムについては、外付けのハードディスクのバックアップを行っているシステムもあるため、バックアップ方式の状況や機器更新も踏まえ検討中である。</p>

(1 0) 予防情報・総合防災情報ネットワークシステム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>予防・意見-1 【情報システム企画】導入時における期待効果の検討内容について</p> <p>システム導入効果として大幅な作業時間数の削減を試算しているが、実際とは乖離するものであった。導入効果の試算はシステム投資の意思決定に大きく影響するため、現実的で妥当な試算を実施し、かつ、情報政策室や高度情報化調整会議における審議過程において十分に妥当性を検証することが望まれる。</p> <p><内容> システム導入に向けた企画段階において、その導入効果を次のように試算していた。</p> <p>【企画段階におけるシステム化定性効果】 導入効果 削減時間 (一年間当たり) 国に対するオンライン報告 (CSV47 ベース) の効率化 4,083 時間 画面入力時間の短縮 1,153 時間 これまでコンピュータシステムのダウンにより余計に要していた時間 (= システムが正常稼動することにより削減される時間) 641,942 時間 合計 647,178 時間 (= 80,897 人日) (= 311 人 (注)) 「市説明資料」を参考に監査人作成 注: 1 営業日を 8 時間、1 人当たりの 1 営業年を 260 日と設定し監査人が試算</p> <p>上記から約 311 人分の削減効果が期待できることとなり、これは市消防局に属</p>	<p>(消防局予防部指導課) (危機管理室地域防災課)</p> <p>導入効果の試算にあたり、災害対応に要すると試算した時間と現実に要した時間が大きく乖離していた。今後、システムを導入する際には、現実的で妥当な試算を行い、より慎重な期待効果の検討に努める。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>する全職員の約3分の1に相当し、非常に大きな人員削減の期待効果となる。しかし、システム導入後に期待効果ほどの人員は削減されていない。</p> <p>したがって、導入効果の試算が実際と著しく乖離したものであったと考えられる。システムが正常稼動することにより削減される時間に関して、実際に発生した平成11年度の災害対応事例をもとに検討するのが適当である。平成11年度の台風18号時には、市内で641,942件の問い合わせが発生し、この対応に職員7名で4日間(作業時間:20時間/日)を要したとのことであった。したがって、641,942件の問い合わせ対応に計560時間を要したこととなる。導入検討時の試算では、641,942件の対応に対して1件当たり60分要するとの前提のもと、641,942時間の削減効果が試算されており、この部分で著しい乖離が生じていたものとする。</p> <p>導入効果の試算はシステム投資の意思決定に大きく影響するため、現実的で妥当な試算を実施し、かつ、情報政策室や高度情報化調整会議における審議過程において十分に妥当性を検証することが望まれる。</p>	

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>予防・意見-2 <u>【調達・契約】賃貸借契約の締結方法及び調達単位の適切性について</u></p> <p>情報システムを調達する際、開発費、設置工事費等複数の作業費用を一つの賃貸借契約の中に含めていた。また、業者への支払いが開発終了後からとなっていた。安定した品質の確保、コスト削減等の観点から契約締結時の賃借料の内訳を明確にするとともに、支払い方法についても十分に検討することが望まれる。また、ハードウェアとソフトウェアを調達する場合も同様の観点から、一括調達と分離調達の適切性について十分に検討することが望まれる。</p> <p><内容> 情報システムの調達に当たり、一つの賃貸借契約の中にソフトウェアの開発、ハードウェアの設置工事、保守など複数の作業が含まれているものが見受けられた。</p> <p>また、その支払いは、ソフトウェアの開発が終了した後の運用段階から開始されていた。</p> <p>この場合、業者側からみると、ソフトウェアの開発期間中は、開発にかかるコストの対価が支払われないことになる。開発する情報システムによっては、開発期間が1年以上に及ぶものもあるため、相当の資金力がない限り、このような契約形態をとる情報システムの調達に参加することは困難である。</p> <p>資金力のある企業しか参加できないことは、調達における競争性を失わせ、結果として市が割高なコストを負担する可能性がある。</p>	<p>(消防局予防部指導課) (危機管理室地域防災課)</p> <p>今後、同種の契約案件について、契約の締結方法や調達範囲等、今回の意見を踏まえ、関係部局と協議し、引き続き適正な処理に努める。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>また、賃借料の内訳、すなわち、初期投資（開発費、機器の設置費）及びランニングコスト（機器の賃借料、保守費用、運用費用）のそれぞれの額が明確でないと、契約締結時の金額の妥当性を確認できないことに加え、契約期間終了後に新たに契約を締結する場合、調達時の予定価格設定の際に参考となる当初のランニングコストを把握できず、結果として市が割高なコストを負担する可能性もある。</p> <p>情報システムの基本設計、詳細設計、ソフトウェア開発、運用・保守は、それぞれ業務内容も異なるため、安定した品質の確保、コスト削減等の観点からも契約締結時の賃借料の内訳は明確にするとともに、支払い方法についても十分に検討することが望まれる。</p> <p>また、サーバ機器や端末機器、プリンタ等のハードウェアとソフトウェアを調達する場合、コスト及び品質の観点から、一括調達と分離調達のいずれが適切か十分に検討することが望ましい。</p>	

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>予防・意見-3 <u>【開発・評価】導入後の効果測定評価と改善に向けた取り組みについて</u></p> <p>情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。</p> <p><内容> 情報化調整会議の審議の際に提出されるシステム提案書には、情報システム導入の必要性や導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。 しかし、システム導入後の効果について測定評価されておらず、情報化調整会議の事務局である情報政策室でも検証されていない。 情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。 そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。</p>	<p>(消防局予防部指導課)(危機管理室地域防災課)</p> <p>現在、情報政策室において高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しているところであり、この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>予防・意見-4 【技術・運用】バックアップ媒体の適切な管理について</p> <p>本情報システムのバックアップ媒体がサーバラック内に保管されている。サーバ本体と離れた場所に保管することが望まれる。</p> <p><内容> 予防情報・総合消防情報システムのバックアップは、サーバラック内に収納された記憶装置に保管されている。火災などでサーバ本体が損傷を受ける場合には、バックアップ媒体も同時に被害を受ける可能性が高く、データの回復ができないリスクがある。</p> <p>バックアップ媒体は、サーバ本体と離れた場所に保管することが望まれる。</p>	<p>(消防局予防部指導課) (危機管理室地域防災課)</p> <p>本情報システムのサーバが設置されているフロアは、免震床構造であり不活性ガス消火設備を完備する等安全性は担保されていると思われるが、リスクの洗い出し並びにバックアップの方式及び費用面等を踏まえ対応を検討する。</p>

(1 1) 総合消防情報システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>消防・意見-1 【調達・契約】賃貸借契約の締結方法及び調達単位の適切性について</p> <p>情報システムを調達する際、開発費、設置工事費等複数の作業費用を一つの賃貸借契約の中に含めていた。また、業者への支払いが開発終了後からとなっていた。安定した品質の確保、コスト削減等の観点から契約締結時の賃借料の内訳を明確にするとともに、支払い方法についても十分に検討することが望まれる。また、ハードウェアとソフトウェアを調達する場合も同様の観点から、一括調達と分離調達の適切性について十分に検討することが望まれる。</p> <p><内容> 情報システムの調達に当たり、一つの賃貸借契約の中にソフトウェアの開発、ハードウェアの設置工事、保守など複数の作業が含まれているものが見受けられた。</p> <p>また、その支払いは、ソフトウェアの開発が終了した後の運用段階から開始されていた。</p> <p>この場合、業者側からみると、ソフトウェアの開発期間中は、開発にかかるコストの対価が支払われないことになる。開発する情報システムによっては、開発期間が1年以上に及ぶものもあるため、相当の資金力がない限り、このような契約形態をとる情報システムの調達に参加することは困難である。</p> <p>資金力のある企業しか参加できないことは、調達における競争性を失わせ、結果として市が割高なコストを負担する可能性がある。</p> <p>また、賃借料の内訳、すなわち、初期</p>	<p>(消防局総務部総務課)</p> <p>今後、同種の契約案件について、契約の締結方法や調達範囲等、今回の意見を踏まえ、引き続き適正に処理を行っていく。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>投資（開発費、機器の設置費）及びランニングコスト（機器の賃借料、保守費用、運用費用）のそれぞれの額が明確でないと、契約締結時の金額の妥当性を確認できないことに加え、契約期間終了後に新たに契約を締結する場合、調達時の予定価格設定の際に参考となる当初のランニングコストを把握できず、結果として市が割高なコストを負担する可能性もある。</p> <p>情報システムの基本設計、詳細設計、ソフトウェア開発、運用・保守は、それぞれ業務内容も異なるため、安定した品質の確保、コスト削減等の観点からも契約締結時の賃借料の内訳は明確にするとともに、支払い方法についても十分に検討することが望まれる。</p> <p>また、サーバ機器や端末機器、プリンタ等のハードウェアとソフトウェアを調達する場合、コスト及び品質の観点から、一括調達と分離調達のいずれが適切か十分に検討することが望ましい。</p>	

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>消防・意見-2 <u>【調達・契約】再委託の承認手続の適切性について</u></p> <p>再委託の承認申請に対して、その内容の検討が適切に行われぬまま承認がなされている。再委託の必要性や範囲の妥当性等について十分な検討を行うことが望まれる。</p> <p><内容> 業務の再委託に関し、契約書において「委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときはこの限りではない」とされている。</p> <p>実際に業務を再委託するに当たり、委託業務の受託者は再委託の承認申請書を提出している。</p> <p>しかし、市の決裁資料を査閲したところ、再委託の必要性に関する記載もなく、再委託承認が形式的に行われていることが伺えた。</p> <p>再委託業務の内容等について、市によるチェックと承認が形式化すると、再委託先の選定に問題があっても発見されず後に問題が生じる可能性があるため、再委託の理由、業務内容等を明らかにして承認することが望まれる。</p>	<p>(消防局総務部総務課)</p> <p>再委託の必要性や妥当性については、十分に検討を行い、判断しているところではあるが、決裁資料等に事跡が残されていないことから、その適切性に疑念を抱かせる結果となった。</p> <p>今後は、契約室が定める再委託運用基準に基づき、引き続き適正な契約事務の執行に務めていく。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>消防・意見-3 <u>【開発・評価】システム導入検討時の各種書類の保存について</u></p> <p>情報システム導入検討時の各種書類の一部が保存されていなかった。情報システムに関する各種書類の保存に関するルールを策定し、システム稼働中は導入時の各種書類を閲覧可能にすることが必要と考える。</p> <p><内容> 情報システム導入に係る基本方針の検討資料、開発時におけるベンダとのやり取りの記録、一部の成果物等が保存されていなかった。 「北九州市文書管理規則」第29条の別表では、契約及び工事の執行に関するもの（特に重要及び重要なものを除く。）の保存期間を5年間と規定している。その保存期間の起算日は所管部署が判断しており、現在も稼働している情報システムの導入時の各種書類等が、作成日の翌年度から5年経過した時点で廃棄されているものがあった。 導入時の各種書類が保存されていなければ、その導入効果の測定評価と改善といった取り組みが困難になるものと考えられる。また、導入当初の資料は、次のリプレース時に仕様や予定価格の検討の参考にすることができる。したがって、契約期間満了日の翌年度から5年間とするなど、少なくともシステム稼働中は本情報システムの導入時の各種書類を保存し、閲覧可能な状態にしておくことが必要である。書類保存の目的及び効果等を踏まえ、情報システムに関する各種書類の保存に関するルールについて検討し、策定することが必要と考える。</p>	<p>(消防局総務部総務課)</p> <p>現在、情報政策室において情報システムに関する各種書類の保存ルールを検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>消防・意見-4 <u>【開発・評価】導入後の効果測定評価と改善に向けた取り組みについて</u></p> <p>情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。</p> <p><内容> 情報化調整会議の審議の際に提出されるシステム提案書には、情報システム導入の必要性や導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。</p> <p>しかし、システム導入後の効果について測定評価されておらず、情報化調整会議の事務局である情報政策室でも検証されていない。</p> <p>情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。</p> <p>そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。</p>	<p>(消防局総務部総務課)</p> <p>現在、情報政策室において 高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しているところである。この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>消防・意見-5 【技術・運用】バックアップ媒体の適切な管理について</p> <p>本情報システムのバックアップ媒体がサーバラック内に保管されている。サーバ本体と離れた場所に保管することが望まれる。</p> <p><内容> 総合消防情報システムのバックアップは、サーバラック内に収納された記憶装置に保管されている。火災などでサーバ本体が損傷を受ける場合には、バックアップ媒体も同時に被害を受ける可能性が高く、データの回復ができないリスクがある。</p> <p>バックアップ媒体は、サーバ本体と離れた場所に保管することが望まれる。</p>	<p>(消防局総務部総務課)</p> <p>本システムのサーバが設置されているフロアは、免震床構造であり不活性ガス消火設備も完備する等、安全性は担保されていると思われるが、バックアップ媒体の取り扱いについて、費用面等を踏まえ対応を検討する。</p>

(1 2)水道料金システム・水道局システム基盤

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>水料・意見-1 【調達・契約】賃貸借契約の締結方法及び調達単位の適切性について</p> <p>情報システムを調達する際、開発費、設置工事費等複数の作業費用を一つの賃貸借契約の中に含めていた。また、業者への支払いが開発終了後からとなっていた。安定した品質の確保、コスト削減等の観点から契約締結時の賃借料の内訳を明確にするとともに、支払い方法についても十分に検討することが望まれる。また、ハードウェアとソフトウェアを調達する場合も同様の観点から、一括調達と分離調達の適切性について十分に検討することが望まれる。</p> <p><内容> 情報システムの調達に当たり、一つの賃貸借契約の中にソフトウェアの開発、ハードウェアの設置工事、保守など複数の作業が含まれているものが見受けられた。</p> <p>また、その支払いは、ソフトウェアの開発が終了した後の運用段階から開始されていた。</p> <p>この場合、業者側からみると、ソフトウェアの開発期間中は、開発にかかるコストの対価が支払われないことになる。開発する情報システムによっては、開発期間が1年以上に及ぶものもあるため、相当の資金力がない限り、このような契約形態をとる情報システムの調達に参加することは困難である。</p> <p>資金力のある企業しか参加できないことは、調達における競争性を失わせ、結果として市が割高なコストを負担する可能性がある。</p> <p>また、賃借料の内訳、すなわち、初期</p>	<p>(上下水道局総務経営部営業課) 今後、同様の情報システム調達が発生した場合には、本意見の内容に沿った対応を行っていく。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>投資（開発費、機器の設置費）及びランニングコスト（機器の賃借料、保守費用、運用費用）のそれぞれの額が明確でないと、契約締結時の金額の妥当性を確認できないことに加え、契約期間終了後に新たに契約を締結する場合、調達時の予定価格設定の際に参考となる当初のランニングコストを把握できず、結果として市が割高なコストを負担する可能性もある。</p> <p>情報システムの基本設計、詳細設計、ソフトウェア開発、運用・保守は、それぞれ業務内容も異なるため、安定した品質の確保、コスト削減等の観点からも契約締結時の賃借料の内訳は明確にするとともに、支払い方法についても十分に検討することが望まれる。</p> <p>また、サーバ機器や端末機器、プリンタ等のハードウェアとソフトウェアを調達する場合、コスト及び品質の観点から、一括調達と分離調達のいずれが適切か十分に検討することが望ましい。</p>	

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>水料・意見-2 <u>【開発・評価】導入後の効果測定評価と改善に向けた取り組みについて</u></p> <p>情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。</p> <p><内容> 情報化調整会議の審議の際に提出されるシステム提案書には、情報システム導入の必要性や導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。しかし、システム導入後の効果について測定評価されていない。</p> <p>情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。</p> <p>そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。</p>	<p>(上下水道局総務経営部営業課)</p> <p>現在、情報政策室において高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しているところであるが、この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。</p>

(1 3) 水道会計システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>水会・意見-1 【調達・契約】賃貸借契約の締結方法について</p> <p>情報システムを調達する際、情報システムの借入れ、保守等複数の作業を一つの賃貸借契約の中に含めていた。安定した品質の確保、コスト削減等の観点から契約締結時の賃借料の内訳を明確にすることが望まれる。</p> <p><内容> 情報システムの調達に当たり、一つの賃貸借契約の中に情報システムの借入れ、保守など複数の作業が含まれていた。賃借料の内訳、すなわち、それぞれのランニングコスト（機器の賃借料、保守費用、運用費用）の額が明確でないため、契約締結時の金額の妥当性を確認できないことに加え、契約期間終了後に期間のみを更新（再リース）する場合、予定価格設定の際に参考となる当初のコストを把握できず、結果として市が割高なコストを負担する可能性もある。 情報システムの借入れ、運用・保守は、それぞれ業務内容も異なるため、安定した品質の確保、コスト削減等の観点からも契約締結時の賃借料の内訳は明確にすることが望まれる。</p>	<p>（上下水道局総務経営部経営企画課） 当面会計システム等の新規開発を予定していないが、将来的に新規開発を行う場合は、契約室及び情報政策室の対応を踏まえたくうで行う予定</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>水会・意見-2 【開発・評価】システム導入検討時の各種書類の保存について</p> <p>情報システム導入検討時の各種書類の一部が保存されていなかった。情報システムに関する各種書類の保存に関するルールを策定し、システム稼働中は導入時の各種書類を閲覧可能にすることが必要と考える。</p> <p><内容> 情報システム導入に係る基本方針の検討資料、開発時におけるベンダとのやり取りの記録等が保存されていなかった。「北九州市文書管理規則」第29条の別表では、契約及び工事の執行に関するもの（特に重要及び重要なものを除く。）の保存期間を5年間と規定している。その保存期間の起算日は所管部署が判断しており、現在も稼働している情報システムの導入時の各種書類等が、作成日の翌年度から5年経過した時点で廃棄されているものがあつた。</p> <p>導入時の各種書類が保存されていなければ、その導入効果の測定評価と改善といった取り組みが困難になるものと考えられる。また、導入当初の資料は、次のリプレース時に仕様や予定価格の検討の参考にすることができる。したがって、契約期間満了日の翌年度から5年間とするなど、少なくともシステム稼働中は本情報システムの導入時の各種書類を保存し、閲覧可能な状態にしておくことが必要である。書類保存の目的及び効果等を踏まえ、情報システムに関する各種書類の保存に関するルールについて検討し、策定することが必要と考える。</p>	<p>(上下水道局総務経営部経営企画課)</p> <p>現在、情報政策室において情報システムに関する各種書類の保存ルールを検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。</p>

(1 4) 図書館情報システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>図書・意見-1 【<u>情報システム企画</u>】実現可能性のあるシステム企画の実施について</p> <p>システム導入効果の柱であったインターネットによる図書貸出機能が実現していない。企画段階の検討を十分に実施することが望まれる。</p> <p><内容> 情報システム導入に向けた企画段階において、インターネットを利用した図書貸出機能の実現による市民サービス向上を導入効果の一つの柱として位置づけ、情報化調整会議の承認を得ていた。</p> <p>しかし、具体的な検討の中で、インターネットによる図書貸出機能は、運用面等様々な理由から実現困難と判断され、市民に対するサービスは実現していない。企画段階において十分な情報収集及び検討が行われていれば、実現可能性について判明していたものと考えられる。</p> <p>企画段階の情報収集はその後の予算要求等にも影響を与える重要なフェーズであるため、十分に実施することが望まれる。</p>	<p>(教育委員会中央図書館庶務課)</p> <p>インターネットによる図書貸出については、企画段階の検討が不十分であったため、実現できなかった。そのため、平成24年度の図書館情報システム更新時においては、企画段階から機能の実現性について十分に検討を行い、インターネットによる図書貸出を含め新システム開発に反映させている。</p> <p>次期図書館情報システム更新時においても、企画段階から実現性について十分精査し、対応していきたい。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>図書・意見-2 【調達・契約】賃貸借契約の締結方法及び調達単位の適切性について</p> <p>情報システムを調達する際、開発費、設置工事費等複数の作業費用を一つの賃貸借契約の中に含めていた。また、業者への支払いが開発終了後からとなっていた。安定した品質の確保、コスト削減等の観点から契約締結時の賃借料の内訳を明確にするとともに、支払い方法についても十分に検討することが望まれる。また、ハードウェアとソフトウェアを調達する場合も同様の観点から、一括調達と分離調達の適切性について十分に検討することが望まれる。</p> <p><内容></p> <p>情報システムの調達に当たり、一つの賃貸借契約の中にソフトウェアの開発、ハードウェアの設置工事、保守など複数の作業が含まれているものが見受けられた。</p> <p>また、その支払いは、ソフトウェアの開発が終了した後の運用段階から開始されていた。</p> <p>この場合、業者側からみると、ソフトウェアの開発期間中は、開発にかかるコストの対価が支払われないことになる。開発する情報システムによっては、開発期間が1年以上に及ぶものもあるため、相当の資金力がない限り、このような契約形態をとる情報システムの調達に参加することは困難である。</p> <p>資金力のある企業しか参加できないことは、調達における競争性を失わせ、結果として市が割高なコストを負担する可能性がある。</p> <p>また、賃借料の内訳、すなわち、初期</p>	<p>(教育委員会中央図書館庶務課)</p> <p>平成24年度の図書館情報システムの導入においては、価格の適正化を図るため、契約締結の賃借料の内訳等を明確にしている。図書館情報システムの調達方法については、開発期間が約8ヶ月と比較的短かったため、開発期間中に支払をする必要性が低かった。また、ハードウェアとソフトウェアを一体的に調達した理由としては、コストの削減効果等につながると判断し、一括調達を行ったものである。</p> <p>しかしながら、次期図書館情報システムの開発の際には、調達方法について検討を行うこととしたい。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>投資（開発費、機器の設置費）及びランニングコスト（機器の賃借料、保守費用、運用費用）のそれぞれの額が明確でないと、契約締結時の金額の妥当性を確認できないことに加え、契約期間終了後に新たに契約を締結する場合、調達時の予定価格設定の際に参考となる当初のランニングコストを把握できず、結果として市が割高なコストを負担する可能性もある。</p> <p>情報システムの基本設計、詳細設計、ソフトウェア開発、運用・保守は、それぞれ業務内容も異なるため、安定した品質の確保、コスト削減等の観点からも契約締結時の賃借料の内訳は明確にするとともに、支払い方法についても十分に検討することが望まれる。</p> <p>また、サーバ機器や端末機器、プリンタ等のハードウェアとソフトウェアを調達する場合、コスト及び品質の観点から、一括調達と分離調達のいずれが適切か十分に検討することが望ましい。</p>	

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p> 図書・意見-3 <u>【開発・評価】導入後の効果測定評価と改善に向けた取り組みについて</u> </p> <p> 情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。 </p> <p> <内容> </p> <p> 情報化調整会議の審議の際に提出されるシステム提案書には、情報システム導入の必要性や導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。しかし、システム導入後の効果について測定評価されていない。 </p> <p> 情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。 </p> <p> そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。 </p>	<p> (教育委員会中央図書館庶務課) </p> <p> 現在、情報政策室において高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しており、この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。 </p>

(1 5) 下水道事業受益者負担金・下水道使用料システム

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>下水・意見-1 <u>【開発・評価】導入後の効果測定評価と改善に向けた取り組みについて</u></p> <p>情報システム導入後の効果について、測定評価がなされていない。情報システム導入の有効性について判断するため、導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、さらには情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用が望まれる。</p> <p><内容> 情報化調整会議の審議の際に提出されるシステム提案書には、情報システム導入の必要性や導入により期待される定量的・定性的な効果が記載されている。 しかし、システム導入後の効果について測定評価されていない。 情報システム導入による実際の効果を検証しなければ、有効な投資であったか判断できない。また、効果を検証することにより、システム改善も含めた更なる業務改善や利便性向上へつながることも期待できる。 そのためには、情報システム導入後の効果検証を実施する仕組みを構築し、情報システムに関するPDCAサイクルを整備運用することが望まれる。</p>	<p>(上下水道局総務経営部営業課)</p> <p>現在、情報政策室において高度情報化調整会議のあり方について見直しを実施しているところであるが、この中で情報システム導入効果を費用対効果面で評価する仕組みとともに、情報システムに関するPDCAサイクルの整備運用についても検討中であり、その結果に沿った運用をしたい。</p>

情報システムに係る全庁的な観点からの意見

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>全庁・意見-1 ITガバナンスの強化について</p> <p>地方自治体が IT を導入・活用するに当たっては、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とする IT 活用を実現するメカニズムを組織の中に確立すること、すなわち IT ガバナンス(統制)の強化が重要である。市の場合、総務省による「地方公共団体における IT ガバナンスの強化ガイド」に示されている IT ガバナンス強化のために必要な6つの分野のうち「IT利用の基本戦略」及び「推進体制」については、そのレベルは比較的高い水準にあるが、「調達・開発・運用」、「情報セキュリティ」及び「標準化・知識共有、人材の育成」のレベルはその体制の整備や実際の運用面から比較的低位にとどまっている。</p> <p>「第3 監査の結果」に記載した内容も、こうした状況を示しており、より高いレベルの発展段階に達するには、PDCA サイクル 37 における評価とその評価を受けた改善の部分の実施が求められる。</p> <p>これらを踏まえて、IT ガバナンスの強化、IT 関連施策を推進することが望まれる。また、IT に関する諸課題には職員あるいは担当部署では解決できないものも多く、全庁的な対策を要するものであるため、経営層のリーダーシップの発揮による IT ガバナンスの強化が望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室) 費用対効果を検証しながら優先順位の高いものから実施していく。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p>全庁・意見-2 <u>情報システムに関する業務継続計画について</u></p> <p>大規模地震等の広域災害が発生した場合に備えるための情報システムに関する業務継続計画策定について、平成 20 年 8 月に総務省から「地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画 (BCP) 策定ガイドライン」が公表されている。ここでは、情報システムは事業継続計画の策定の必要性が高い典型的な部門であり、先行して業務継続力をつけることの価値は大きいとされている。</p> <p>市は、「情報システム緊急時対応マニュアル」を策定し、対応手順書を整備しているが、いわゆる「業務継続計画」としては今後の課題である。また、「第 3 監査の結果」に記載のバックアップ体制や障害復旧訓練に関する課題も見受けられる。</p> <p>リスクアセスメントに基づく業務継続計画を策定するとともに、策定した計画に基づく訓練の実施と改善の継続により実効性の向上が望まれる。</p>	<p>(総務企画局情報政策室) 東日本大震災を踏まえ、情報システムに関する業務継続計画についての検討を行っている。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p data-bbox="199 369 750 448">全庁・意見-3 <u>北九州市高度情報化調整会議について</u></p> <p data-bbox="199 492 790 940">情報システムの導入手続を進める場合、情報化調整会議の承認を得ることとされている。この情報化調整会議は情報システム担当者に加え、財政担当、人事担当、行政改革担当で構成された会議体であり、先進的な取り組みといえるが、実際の運用面において、「第3 監査の結果」に記載のとおり、改修による契約変更の承認手続や費用対効果の効果として設定した項目について、適切でないと考えられる事例が見受けられた。</p> <p data-bbox="199 952 790 1232">情報化調整会議がより有効な取り組みとなるよう、審査・調整する場合の調整対象部署、対象範囲並びに情報システムの必要性・導入方法・導入効果に関する「調整事項及び調整基準」など、そのあり方や内容について見直すことが望まれる。</p>	<p data-bbox="813 369 1388 481">(総務企画局情報政策室) 意見を踏まえ、高度情報調整会議のあり方等について検討を行う。</p>

監 査 の 結 果 (意 見)	措 置 状 況
<p data-bbox="229 356 788 477">全庁・意見-4 <u>情報システムの導入と業務の見直しについて</u></p> <p data-bbox="197 521 788 1010">市においては、高齢化率が高く、医療や福祉など扶助費の上昇と市税収入の減少から、市民サービスをより低コストで維持向上させることが他の政令都市に比べても必要な状況にある。「北九州市経営プラン」(平成20年1月)にも、市政経営の基本戦略として「持続可能で安定的な財政の確立」「多様な行政需要に対応しうる行政体制の構築」が掲げられており、情報システムの導入による行政コストの削減と市民サービスの向上は、重要な位置を占めている。</p> <p data-bbox="197 1021 788 1218">この情報システムの導入について「第3 監査の結果」に記載のとおり、導入時の業務効率化の検討が不十分な事例、あるいは期待される効果の設定が適切でないと考えられる事例が見受けられた。</p> <p data-bbox="197 1229 788 1507">情報システムの導入及び業務の効率化の主な目的は、行政コストの削減と市民サービスの向上であり、そのためには、コスト面での効果と業務面での成果を適切に設定、把握し、検証するという、PDCAサイクルを全庁的な仕組みとして確立し運用することが望まれる。</p>	<p data-bbox="813 356 1378 477">(総務企画局情報政策室) 意見を踏まえ、高度情報調整会議のあり方等について検討を行う。</p>